

# 令和6年度第1回市町等教育長会議資料

## 目次

### 【説明項目】

1	人権教育について	1
2	学校防災の取組について	6
3	「三重県教育ビジョン」について	10
4	県立高等学校の活性化について	14
5	服務規律確保の徹底について	22
6	教職員の人材確保について	24
7	学校における働き方改革の推進について	26
8	学力の向上について	30
9	いじめの防止に向けた取組について	33
10	不登校児童生徒への支援について	36
11	1人1台端末の更新に向けた共同調達会議の設置について	39
12	県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について	41
13	英語教育、道徳教育、郷土・キャリア教育について	43
14	中学校における部活動の地域連携・地域移行について	46
15	健康教育の推進について	49
16	体力向上について	51
17	令和6年度「みえ祭協力隊」の実施について	54
18	本よもうねっとMIE（みえ読書活動推進ネットワーク）について	56
19	教職員の資質向上について	59

### 【配布項目】

20	公立小中学校施設における防災機能強化について	81
21	教職員の健康管理について	84
22	特別支援教育の推進について	90
23	教育相談体制について	102



# 1 人権教育について

## 1 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に係る知事説示の件

### (1) 説示について

令和4年5月に、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が成立しました。本条例では、差別による紛争の解決が期待できないと認められる場合、差別を受けた者等が知事に対して助言や説示、あっせんを行うよう求めることができることが規定されています。

こうした中、昨年度、県内の教職員が土地購入に際し、その土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出るという行為に対して、当教職員が行った行為が部落差別であると認定する知事説示が出されました。本条例における説示の発出は、この件が初めてとなります。

説示には、たとえ私人としての行為であっても教職員に対する信用を傷つけるものであるとし、「部落差別の解消の推進に関する法律」に反する重大な事案として、これまでの三重県の差別解消に向けた取組を無化しかねない行為であるという厳しい指摘がありました。

### (2) 本件についての県教育委員会としての受けとめ

差別解消に向けて積極的な役割を果たすべき教職員がこのような説示を受けた事態を重く受けとめ、このことを個人の問題にとどめず、県内すべての教職員が部落問題に関する認識を改めて見つめ直し、自らの職責を自覚する機会としなければならないと考えます。

こうしたことを再び決して起こさないために、次の点に重点的に取り組みます。

- ①すべての教職員が、高い人権意識を持ち、「誰一人差別を受けることのない、人権が尊重される社会の実現を図る」という条例の目的を達成するために、公私を問わず率先して積極的な役割を果たす責務があることを自覚すること
- ②すべての教職員が、部落差別の現状やその解消のために必要な知識と人権感覚を身につけるために、教職員自らの人権意識を振り返る研修に取り組むこと
- ③すべての教職員が、差別を解消する側に立った行動ができる実践力を身につけ、部落差別の解消に資する教育活動を進めること

### (3) 当面の具体的な取組

こうした状況から、すべての教職員が、より部落問題についての知識と理解を深められるよう、次の取組を進めます。

#### ①部落問題の理解を深める研修用リーフレットの作成

教職員が部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落差別に対する自分の認識や行動を振り返るための研修用リーフレットを作成します。(公立学校に勤務する全教職員数を印刷)

#### ②人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修にてリーフレットを配付

県教育委員会主催の人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修の中で、①の研修用リーフレットを配付し、各校での校内研修における活用法を発信します。

[実施時期] ・県立学校 5月17日「地区別人権教育研修会」にて実施

・小中義務教育学校 地域別に6月下旬から7月上旬「人権教育推進委員会等代表者研修会」にて実施

### ③オンデマンド研修動画の配信（ネットDE研修）

ネットDE研修による部落問題に関する研修用動画を配信し、すべての教職員が視聴できるようにします。今回の説示をふまえた内容とし、部落差別により人権を侵害されている人の思いを知るとともに、部落差別に関する自らの意識を振り返るものとします。

- [実施時期] ・人権教育推進委員会等代表者は県教育委員会が行う集合研修までに視聴 (6月～7月)
- ・その他の教職員は人権教育推進委員会等代表者が行う校内研修に合わせて視聴 (夏季休業中)

[実施方法] ・各自による視聴を基本とするが、校内研修の際に一斉で視聴するなど、各学校に応じて視聴方法を立案してもよい

### ④研修用リーフレットやオンデマンド研修動画を活用した校内研修

すべての学校において、①の研修用リーフレットを活用した校内研修を実施するよう依頼します。

[実施時期] ・夏季休業中

- [実施方法] ・②の研修を受講した人権教育推進委員会等代表者によって進行
- ・校内の教職員は③のオンデマンド研修を受講したうえで、①のリーフレットを活用して部落問題に関する認識を深める討議を行う
- ・研修効果を確認するため、年度末に各教職員の人権意識を振り返るセルフチェックを行う

### 《参考》研修の実施スケジュール

時期	人権教育推進委員会等代表者	全ての教職員
5月 ～ 7月	<b>県教育委員会主催の集合型研修</b> 県立：5月17日 地区別人権教育研修会 小中：6月～7月 人権教育推進委員会等代表者会 (小中は地区別に10地域で実施) ※校内研修を実施する際の研修用リーフレットの活用法について研修 ※研修用リーフレットを各学校の教職員数配付	
6月 ～ 7月	<b>オンデマンド研修（ネットDE研修）</b> ※県立学校は、動画ができ次第受講案内（人権教育推進委員会等代表者に対して事前説明する） ※小中学校は、6月～7月に実施する集合型研修までに受講する	<b>オンデマンド研修（ネットDE研修）</b> <b>【時期】</b> 7月～夏季休業中 ※④で行う校内研修までに視聴
8月	<b>校内研修の実施</b> <b>【時期】</b> 夏季休業中 ※人権教育推進委員会等代表者の進行により、研修リーフレットを活用しての研修	
3月		<b>人権意識に関するセルフチェック</b> <b>【時期】</b> 年度末までに各自で実施



## 2 「三重県人権教育基本方針」の改定

三重県では、平成11年に三重県人権教育基本方針を策定し、県全体の人権教育を積極的に推進しその充実を図ってきました。平成21年に第一次改定を行い、この時、これまでの取組を継承・発展させるため、「三重県人権教育基本方針」と「三重県同和教育基本方針」を一元化しました。

その後、平成29年の第二次改定を経て、令和4年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行になったこと等をふまえ、本年3月に第三次改定を行いました。

### (1) 改定のポイント

改定にあたっては、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、現行の三重県人権教育基本方針を継承することを基本に、これまでの取組を継承・発展させていけるよう、以下のポイントで改定しました。

#### ・人権教育の目的、取組目標の整理

自己実現に関わる内容を「人権教育の目的」に追記し、「取組目標」に新たに子どもたちの自尊感情を高めることを記述しました。

#### ・子どもの権利に関わる内容を記載

多様な子どもたちを包摂し、学ぶ権利や意見の表明、参加する権利等の子どもの権利を保障することについて追記しました。

#### ・教育関係者の人権意識や指導力の向上を強調

これまでの内容を継承しつつ、「差別解消条例」もふまえ、教育関係者が人権問題について認識を深め、差別を解消するための責務を自覚し、積極的に人権教育を推進するとしました。また、「2021（令和3）年度人権問題に関する教職員意識調査」の結果から、教職員が人権問題に対する認識を深めるうえで、被差別当事者等との出会いが重要なきっかけとなっていることが明らかとなったことをふまえ、多様な人々との出会いの必要性について記述しました。

### (2) 今後の対応

- ・改定「三重県人権教育基本方針」のリーフレットを公立学校に勤務する教職員数分配付します。
- ・本年度実施する県教育委員会主催の研修会等において、改定した「三重県人権教育基本方針」の内容を周知します。

## 1-2 人権教育推進の取組

### 1 人権感覚あふれる学校づくりの推進

#### (1) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

研究指定校および指定中学校区（1小学校、1中学校、1中学校区）において、「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、小中学校における人権教育の充実を図ります。

[研究指定校および研究指定中学校区]

「人権教育研究指定校事業」 修徳小学校（桑名市）、紀北中学校（紀北町）

「人権教育総合推進地域事業」 赤目中学校区（名張市）

#### (2) 人権教育アライメント事業

中学校区と近隣の県立学校を指定し、小・中・県立学校が連携して子どもの育ちの連続性を意識した人権教育の実践研究を進め、異なる校種の子どもたちによる協働的な学習活動や校種間連携の効果等について研究します。

[研究指定校]

玉城中学校区（玉城町）、特別支援学校玉城わかば学園

### 2 人権尊重の地域づくりの推進

#### (1) 子ども支援ネットワーク活動推進事業

これまでの事業成果をもとに、学校・家庭と地域の多様な主体が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する子ども支援ネットワークの活動の活性化を図ります。

#### (2) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業（新規）

県立学校、小中学校・義務教育学校、市町等教育委員会から、指定する約10校の研究校より各校3人程度のこども代表が集まり、各学校等で取り組んだ学習や活動の成果を発表し、人権が尊重される社会をつくるための意見交流を行います。

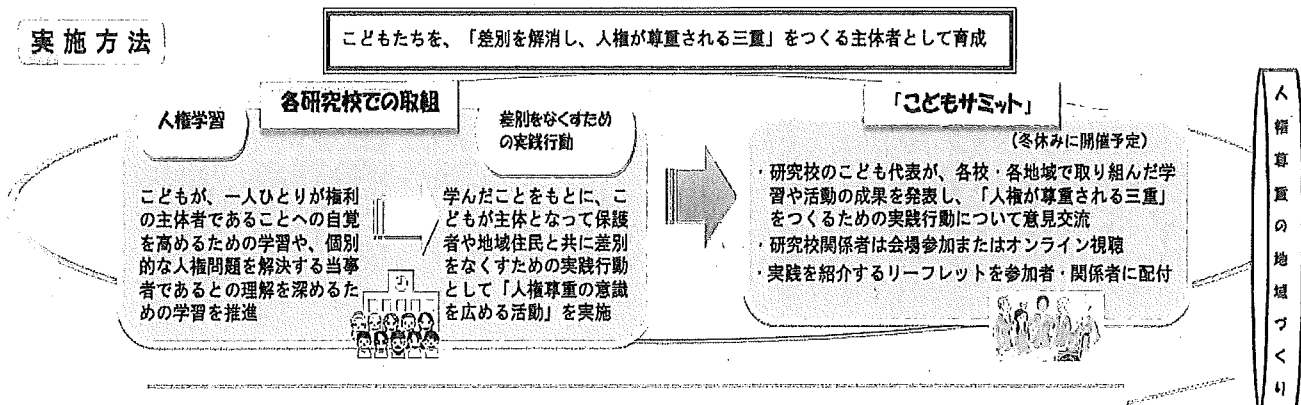
「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット

・令和6年12月開催

#### 対象

○令和6年度～ 各年10程度の研究校（県立学校・小中学校）、研究校（小中学校）を所管する市町等教育委員会

#### 実施方法



### 3 教育関係者の取組への支援

#### (1) 人権教育広報・研究事業

教職員を対象に、講座やホームページ等をとおして、県教育委員会が発行する人権学習教材や指導資料等の効果的な活用方法、人権教育の指導方法や実践事例等の情報を発信します。また、人権教育の推進に係る相談に対応します。

「人権学習指導資料等活用のための講座」

・令和6年8月1日(木)、2日(金)、5日(月)

「人権学習指導資料等活用実践報告」

・令和6年12月25日(水)

#### (2) 人権教育研修事業

人権教育を推進する要となる管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修を実施し、各校における教職員研修を促進します。

また、各学校や地域における実践のリーダーとして高い専門性を持った教職員を育成します。

「人権教育推進管理職研修会」

・令和6年6月3日(月) [集合研修とオンデマンド研修の併用型]

「人権教育推進委員会等代表者研修会」

・地域別に6月下旬から7月上旬に実施

#### (3) 指導資料作成事業

令和5年度に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づく取組の指針となる資料「人権教育ガイドライン」を作成し、学校に配付します。

### 4 その他

#### (1) 進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等により進学奨励金の貸与を受けていた奨学生の返還等に係る事務を行います。

## 2 学校防災の取組について

### 1 災害時の学校再開に向けた支援について

#### (1) 三重県災害時学校支援チームの概要

三重県教育委員会では、南海トラフ地震等の災害発生時に、学校の早期再開を支援するため、災害時の学校運営や児童生徒の心のケアなど、専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」を、令和2年度から設置しています。(チーム隊員83名：令和6年3月末現在)

#### (2) 能登半島地震における支援活動

##### ① チーム隊員の派遣

令和6年元日に発生した能登半島地震では、学校現場にも甚大な被害が発生しました。三重県教育委員会では、1月10日から三重県のカウンターパートである石川県輪島市に先遣隊を派遣して、学校の被害状況などの調査を行い、その結果を踏まえ、1月19日から第1次隊を派遣しました。

派遣チームは隊員3名で編成し、派遣期間を1週間として、順次、現地に派遣しました。また、支援活動の長期化を見据え、隊員とともに支援活動に取り組む「サポート隊員」の募集を行ったところ、51名の教職員から応募があり、第7次隊からは「サポート隊員」を含めてチーム編成を行いました。

##### ② 支援活動の内容

現地では、輪島市門前地区の学校を中心に、教職員のスキルや経験を活かした活動を行いました。派遣当初は、倒れたロッカーや書庫の整理、児童生徒を受け入れる教室の準備、オンライン環境の整備などを行い、児童生徒の登校が再開した後は、登下校の指導、現地教員の授業支援、児童生徒の心のケアに向けた取組などを行いました。

派遣による支援活動は、3月31日(第14次隊)まで実施し、延べ46名の隊員、サポート隊員が輪島市内の学校で活動しました。

#### (3) 今後の取組

令和6年度は、今回の能登半島地震の学校支援により得られた経験や知見を活かして、任命した隊員のスキルアップを図りながら、災害が発生した場合の派遣に備えることとしておりますので、公立小中学校に所属する隊員の研修・派遣等について、ご理解・ご協力をお願いします。

また、5月9日(木)に、輪島市に派遣した隊員の気づきや学びを共有することを目的として、オンラインによる報告会の開催を予定しておりますので、隊員及び各市町等教育委員会の防災担当者等の参加について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

## 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応について

### （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の概要

今後30年以内の発生確率が70～80%とされる南海トラフ地震への対応として、令和元年5月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになりました。

このうち、想定震源域内でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合には、想定震源域内の別の場所で後発の巨大地震が発生する可能性が高いとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、1週間の間、次の巨大地震に備えるよう、国から呼びかけが行われます。

### （2）三重県教育委員会の対応方針

三重県では、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、県が管理する施設を「1週間を基本として、原則として県民の施設利用を抑制する休業措置をとる」とする対応方針を、令和4年3月に決めました。

これを踏まえ、三重県教育委員会では、県内の全ての県立学校について、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、「1週間の臨時休業とする」対応を取ることとしています。

### （3）公立小中学校における対応について

各市町等教育委員会におかれましては、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の公立小中学校の対応について、各市町の防災担当部署等と連携していただき、地域の状況や地震発生時の被害想定等を踏まえて、児童生徒の安全確保に向けた方針の検討を進めていただきますようお願いいたします。

また、災害発生時の避難所として、県立学校の活用を希望される市町におかれましては、教育総務課までご相談ください。

## 3 危機管理マニュアル等の見直し、点検について

### （1）石巻市立大川小学校の訴訟判決

東日本大震災による津波により、児童や教職員の多くの尊い命が失われた宮城県石巻市立大川小学校では、その後の裁判で、「学校が津波に襲われる危険性を予見することは十分可能であったにもかかわらず、津波からの具体的な避難場所と、避難経路、避難方法を定めていなかったことが、子どもたちや教職員の尊い命を失うことにつながった」として、学校や教育委員会の事前の防災対策の過失を認めた判決が令和元年10月に出されました。

### （2）判決を受けた文部科学省からの通知

訴訟の判決を受けて、文部科学省からは、これまでの各学校の防災体制や、防災教育が適切であったか、振り返りを行うとともに、各学校が作成している危機管理マニュアル等について、次のポイント等に留意し、適宜見直しを行う

よう通知が出されました。

- ・危機発生時の役割分担が明確になっているか
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件からの危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える災害発生に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しているか
- ・災害の事前、発生時、事後の三段階における危機管理を想定し、各段階において取るべき内容をあらかじめ整理して、教職員が迅速な判断で対応できるものとなっているか

### (3) 公立小中学校の危機管理マニュアルの見直し

#### ①災害発生に備えた見直し

各市町等教育委員会におかれましては、文部科学省からの通知を踏まえ、危機管理マニュアル等の点検・見直しを行い、児童生徒や保護者、教職員等と共有を図るよう、管内の小中学校に対してご指導をお願いします。

令和3年6月には、文部科学省が「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を取りまとめていますので、ご活用ください。

#### ②不審者侵入に備えた見直し

令和5年3月1日に発生した「埼玉県戸田市内の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加える事件」や、同年7月6日に発生した「宮城県栗原市の小学校に軽トラックを運転して学校敷地内に侵入してきた不審者が、児童に車両を衝突させる事件」など、学校への不審者侵入事案が相次いで発生しています。

これらの事件を受けて、文部科学省からは、学校への不審者侵入に関わる防犯対策として、「校門」「校門から校舎への入口まで」「校舎への入口」の3段階でチェックができる体制を整備し、各学校の危機管理マニュアルに記載するよう、通知が出されました。

各市町等教育委員会におかれては、管内小中学校の記載状況について、改めて確認いただきますようお願いいたします。

## 4 家庭や地域と連携した防災の取組等について

### (1) 家庭や地域との連携

南海トラフ地震等の災害発生時に、児童生徒の安全・安心を確保するためには、平時から家庭や地域と防災対策について協議し、連携・協力関係を構築しておくことが重要です。「令和5年度学校防災取組状況調査」の結果では、家庭や地域と連携した防災の取組を行った公立小中学校・県立学校の割合は、88.9%となっています。

教育総務課では、令和6年度も学校防災アドバイザーを学校に派遣し、家庭や

地域と連携した防災学習の取組について、プログラム作りのアドバイスや実践のサポートを行いますので、ご活用ください。

## (2) 防災ノートの活用

三重県教育委員会では、南海トラフ地震や台風等の自然災害から、児童生徒の命を守るため、県内全ての小学校・中学校・高校等の児童生徒に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進しています。また、家庭に持ち帰って保護者と一緒に防災学習に取り組むことを促進するため、防災ノート「ワークシート」の配付も行っています。

「令和5年度学校防災取組状況調査」の結果では、全ての学校で防災ノートが活用されており、複数年の防災ノート活用計画を立てて、学習を進めている学校も、68.3%となっています。また、防災ノートの「ワークシート」を家庭に持ち帰った学校は、96.4%となっています。

各市町等教育委員会におかれては、引き続き、防災ノートを活用した防災学習の推進に取り組んでいただきますよう、お願いします。

## (3) 1人1台学習端末を活用した防災学習

児童生徒が、1人1台学習端末などのICTを活用して防災学習に取り組むことができるよう、三重県教育委員会のポータルサイト「学校防災みえ」のリニューアル（令和4年3月）を行いました。リニューアル後のサイトには、地震発生時に身の回りで起こる状況を、端末上で模擬体験できる防災教育用「360度地震体験動画」や、教職員向けの「1人1台学習端末を活用した防災授業の進め方」などを掲載しています。

ポータルサイト「学校防災みえ」を活用した防災学習の取組については、教育総務課で助言を行うこともできますので、ぜひご活用ください。

### 3 「三重県教育ビジョン」について

三重の教育の基本的な方針である「三重県教育施策大綱」(別紙1参照)をふまえ、令和6年3月、本県の教育振興基本計画である「三重県教育ビジョン」(別紙2参照)を策定しました。

#### 1 三重県教育ビジョンのポイント

##### (1) 子どもたちに育みたい力

社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示しました。

自立する力：主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力：他者と共に支え合って生きていく力や、対立やジレンマに対処する力

創造する力：イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力

##### (2) 教育ビジョンを貫く視点

一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な4つの考え方を「教育ビジョンを貫く視点」として示しました。

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

##### (3) いじめ防止に関する基本施策の新設

いじめ防止対策を積極的に進めるため、いじめ防止の取組を基本施策に位置づけ、未然防止、早期発見、事案対応、教職員への支援体制の4つの観点から施策を示しました。

##### (4) 自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策の新設

子どもたちが、自他のかけがえのない価値を認識しながら、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自身の可能性を伸ばすことができるよう、自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策を新たに設け、32 施策の筆頭に位置づけました。



## 2 今後の予定

本冊・リーフレットの配付（令和6年6月頃予定）や県ホームページへの掲載などにより、関係者への周知を図ります。

### (1) 本冊

市町等教育委員会、国公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等に配付します。

### (2) リーフレット

公立学校に通う全ての子どもたちの保護者に配付します。また、学校運営協議会や学校関係者評価委員会など地域住民や学校関係者が集まる会議等で活用します。

※ 外国語版（ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、中国語、ビザイヤ語、英語）も配付します。

三重県教育施策大綱（令和5年10月策定）の概要

1 大綱の位置づけ等

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、三重の教育等に関する施策を推進するために知事が定める大綱
- 期間：令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

2 教育施策の基本的な考え方

- はじめに：子どもたちは三重の宝、社会の変化を見据えた教育の重要性、三重に根ざした教育、社会総がかりでの教育、学校における学び教育施策の基本的な考え方

① 子どもたちの未来を  
ひろげるために

共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切。このうち、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要。

- いじめ問題の克服
- 子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり
- 誰もが安心して学べる環境づくり
- 学校安全の推進

② 一人ひとりの幸せにつながる  
自己肯定感を育むために

自己肯定感を高めるためには、ありのままの自分を受け容れられること、や、達成感を得たり、人の役に立ったりすること、互いに向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験が大切。自己肯定感、教職員など他者との関わり合いをとおして子どもたちの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要。大人が子どもを成長に関わることを通じて、自らの自己肯定感を高めることができる関係を築くことが大切。

- 家庭教育の支援
- 幼児期における取組
- 学校における取組

③ 豊かな社会を創っていく  
力を育むために

変化を前向きに受け止める、課題と主体的に向き合えないながら、持続可能な未来を創っていくことが大切。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要。

- 幼児教育の充実
- 学力等の資質・能力の育成
- 自律した学習者の礎づくり
- 豊かな人間性の育成
- 健やかな心身の育成
- 主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- グローバル教育の推進
- 読書・文化芸術活動の推進
- これからの部活動

④ さらに充実した教育の  
提供をめざして

子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図ることや子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要。

- 教職員の資質・能力の向上
- 幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり
- 教職の魅力向上
- 「チームとしての学校」
- ICTの活用
- 地域との連携・協働

⑤ 誰もがいつでも学び、  
活躍できる社会をめざして

人生100年時代をより豊かに生きるため、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要。リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘される中、人びとが学び続ける機会を提供することが大切。

- 社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び
- 高等教育機関との連携

# 三重県教育ビジョン（令和6年3月策定）の概要

## 1 教育ビジョンの位置づけ等

■「教育基本法」に基づく本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画

■対象範囲：公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること等

■計画期間：令和6（2024）年度から令和9（2027）年度まで

## 2 ビジョン体系

子どもたちに育みたい力

自立する力

共生する力

創造する力

### 教育施策の基本的な考え方（＝三重県教育施策大綱）

- ①子どもたちの未来をひろげるために
- ②一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
- ③豊かな社会を創っていく力を育むために
- ④さらに充実した教育の提供をめざして
- ⑤誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

### 基本施策・施策

#### ①未来の礎となる力の育成

- 子どもたちに、生きるための基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育みます。
- 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
- 確かな学力の育成 ○幼児教育の推進
- 人権教育の推進 ○道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 健康教育・食育の推進
- 体力の向上と運動部活動改革の推進

#### ④いじめや暴力のない学びの場づくり

- 子どもたちに、いじめをしない態度や力を育むとともに、学校ではいじめの認知や対応などを適切に行います。
- いじめや暴力をなくす取組の推進
- いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- いじめ対策に関する教職員の質向上と支援体制の充実

#### ②未来を創造し社会の担い手となる力の育成

- 子どもたちに、学びに向かう姿勢や失敗をおそれず挑戦する心、社会の形成に参画する態度を育みます。
- キャリア教育の推進
- グローバル教育の推進
- 新たな価値を創り出す力の育成
- 主体的に社会を形成する力の育成

#### ⑤誰もが安心して学べる教育の推進

- 誰もが安心して学べる環境の整備や通学時の安全確保、非常時の対応ができる体制の整備を進めます。
- 不登校の状況にある児童生徒への支援
- 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

#### ③特別支援教育の推進

- 特別な支援を必要とする子どもたちに、将来の自立と社会参画に向けて必要な力を育みます。
- 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

#### ⑥学びを支える教育環境の整備

- 学びを地域で支える体制を整えるとともに、教職員の専門性向上や学校における働き方改革を進めます。
- 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- 学校における働き方改革の推進
- ICTを活用した教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化 ○学校施設の整備
- 家庭での学びの応援
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承

### 教育ビジョンを貫く視点

- ▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを表現します
- ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくりきます

## 4 県立高等学校の活性化について

### 1 県立高等学校活性化計画について

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちに、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

また、本計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

#### (1) 活性化の取組

##### ①自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／  
探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／  
地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

##### ②これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／  
グローバル教育の推進

##### ③誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／  
日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／  
学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

##### ④人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

##### ⑤子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

##### ⑥これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

#### (2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。

- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- 1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする。

## 2 各地域の活性化協議会の状況

### (1) 鈴鹿亀山地域

#### ア 令和5年度の協議（1回開催）

新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

#### イ 主な意見

- ・ 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の約4割が地域外の全日制高校へ進学しており、特に当地域に設置されていない工業科や商業科へ一定数の生徒が進学している。当地域の高校の統廃合や学級減を考える際には、他地域の職業系専門学科への進学をどう捉えるのかを議論する必要がある。
- ・ 地元で高校で専門的に学んだ生徒が、地元で就職することも大切であるが、他地域の高校で学んだ生徒や県外の大学に進学した生徒が、地元に戻って働きたいと思えたり、それを実現できたりする仕組みづくりも必要である。
- ・ 当地域の小中学校には外国につながるの児童生徒が多く在籍していることから、高校においても、外国につながるの生徒を受け入れ、学びを支えていくという視点が大切である。

#### ウ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

### (2) 津地域

#### ア 令和5年度の協議（1回開催）

新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

#### イ 主な意見

- ・ 津地域には、旧津市内に私立高校を含め普通科の高校が多く設置されている。中学校卒業生数が減少する中で、当地域における普通科の配置のあり方や特色化・魅力化についての議論が必要である。

- ・ 集団の中での学びに不安を抱える子どもたちが増えており、通信制高校が広く認知されるとともに進学者も増加している。子どもたちの選択肢が広がったのはよいことだが、多様な生徒の受入れという視点で、全日制高校のあり方が問われている。

#### ウ 今後の進め方

当地域に多く設置されている普通科のあり方や、専門学科の学びの選択肢の維持の方向性、今後の段階的な学級減への対応について協議を進めます。

### (3) 伊賀地域

#### ア 令和5年度の協議（3回開催）

「令和元・2年度の協議のまとめ」や令和3年度以降の協議をふまえ、令和10年度ごろまでに見込まれる段階的な学級減への対応の方向性について検討し、「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の策定に向けた協議を行いました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

#### イ 主な意見

- ・ 当面は5校を維持し、子どもたちの多様なニーズにできる限り応えていくことが望ましい。一方、これ以上普通科を減らすことによる進学指導への影響や、現在ある専門学科がなくなることによる影響を危惧する。今後、統合することとなっても、現在の5校の魅力や担っている役割は何らかの形で残したい。
- ・ 今後の中学校卒業生数の減少を考えると、地域内だけで多様な選択肢を維持することが難しくなるため、生徒の地域間の移動もふまえたより広いエリアで高校の学びと配置のあり方を検討する必要があるのではないかと。
- ・ これから高校に入学する子どもたちや保護者が、進路について考える時間を十分に確保できるよう、3年前といわず少しでも早く方向性を示すべきである。

#### 「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の要点

- ・ 「専門学科のコースや総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持」と「普通科の一定規模の維持」を基本として対応する。
- ・ 令和7～8年度に想定される学級減に対しては、現在の5校を維持しながら対応する。
- ・ 令和10年度以降の学級減への対応については、現在の5校の再編を含めて検討し、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめる。

#### ウ 今後の進め方

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」をふまえ、令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

### (4) 松阪地域

#### ア 令和5年度の協議（2回開催）

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方について協議しました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

## イ 主な意見

- ・ 生成AI技術の進歩など、急速に社会が変化する中で、複雑で予測が困難な時代に対応できる人材をいかに育てていくかが課題となる。
- ・ 松阪地域は、普通科、専門学科、総合学科がバランスよく配置されている。高校の配置を検討するにあたっては、近隣地域との流入・流出状況もふまえ、学びの選択肢が保たれるよう総合的に考えたい。
- ・ 学校規模に関わらず、どの高校でも学校の特色に応じたきめ細かな教育が行われているが、生徒の社会性を育むには、一定の学校規模があるほうが望ましい。

## ウ 今後の進め方

令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和11年度までの学級減への対応の方向性について協議を進め、令和8年度を目途に協議会としての考え方を取りまとめます。

## (5) 伊勢志摩地域

### ア 令和5年度の協議（3回開催）

令和4年度の当協議会のまとめにある「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持」についてさらに協議し、「統合も含めた活性化が必要である」ことを再認識したうえで、今後検討を進めるための視点やスケジュール等について整理しました。

## イ 主な意見

- ・ 伊勢志摩地域は専門学科がバランスよく配置されており、卒業生が地域の産業を支えているという現状をふまえると、専門学科は安易に削減すべきでない。
- ・ 伊勢市内には私立を含めると普通科高校が4校あることから、「普通科の一定規模の維持」を考える際には、私立高校も含めて考えるべきではないか。
- ・ 小規模校がなくなることを前提とした議論になりがちだが、地域全体の配置のあり方を考えるのであれば、伊勢市内の高校の再編から議論すべきである。
- ・ 大規模な施設・設備の整備が必要な学校を統合する場合は、予算および工期を確保するため、開校の4年前までには結論を出すことが望ましい。

## ウ 今後の進め方

令和4年度のまとめや令和5年度の協議をふまえ、令和10年度に見込まれる中学校卒業生数の大幅な減少への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

## (6) 紀南地域

### ア 令和5年度の協議（3回開催）

木本高校と紀南高校を統合して新たに設置する熊野青藍高校について、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」や「校名選定委員会」における検討状況を共有し、新校のあり方について協議を行いました。

## イ 主な意見

- ・ 令和 12 年度には、紀南地域の中学校卒業生数がさらに減少することが見込まれるため、地域の中学生に選んでもらえるような新校の魅力づくりを、令和 7 年度からの 5 年間で行っていく必要がある。そのためには、少人数学級の実施や新校の校舎間を移動するバスの整備など、行政からの支援も必要ではないか。
- ・ 総合学科の各系列の学び、普通科の各コースの特色、めざす卒業後の進路などについて具体化・明確化し、学科や校舎を選択する際の判断材料となる情報を早期から積極的に発信してもらいたい。

## ウ 今後の進め方

引き続き、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」における検討状況等を共有し、令和 7 年 4 月の開校に向けて意見をいただきます。

## 3 今後の対応

全ての県立高等学校において、各校の生徒の実態や学校の状況に応じて県立高等学校活性化計画の取組を進めることにより、次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていきます。

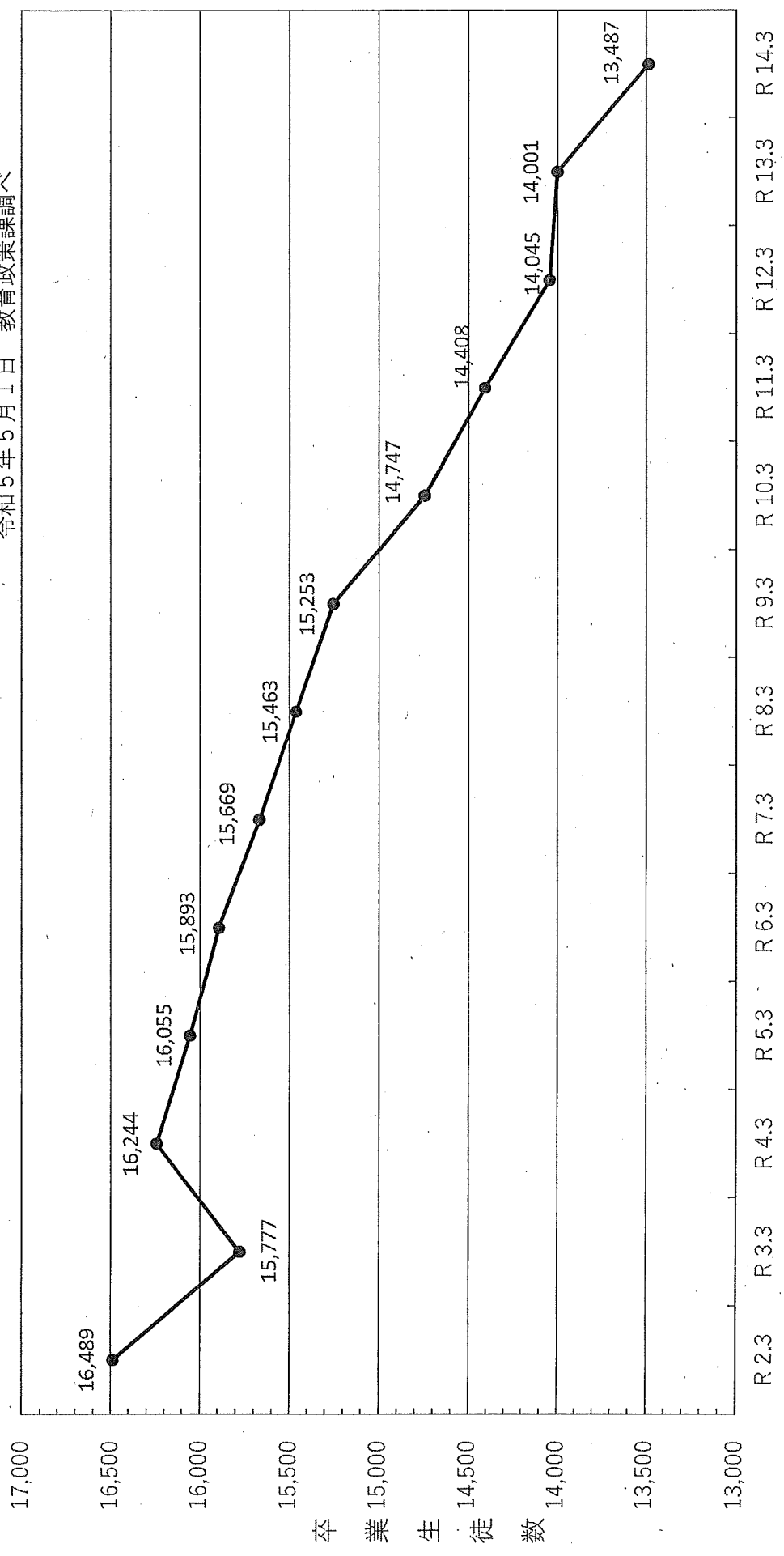


## 三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

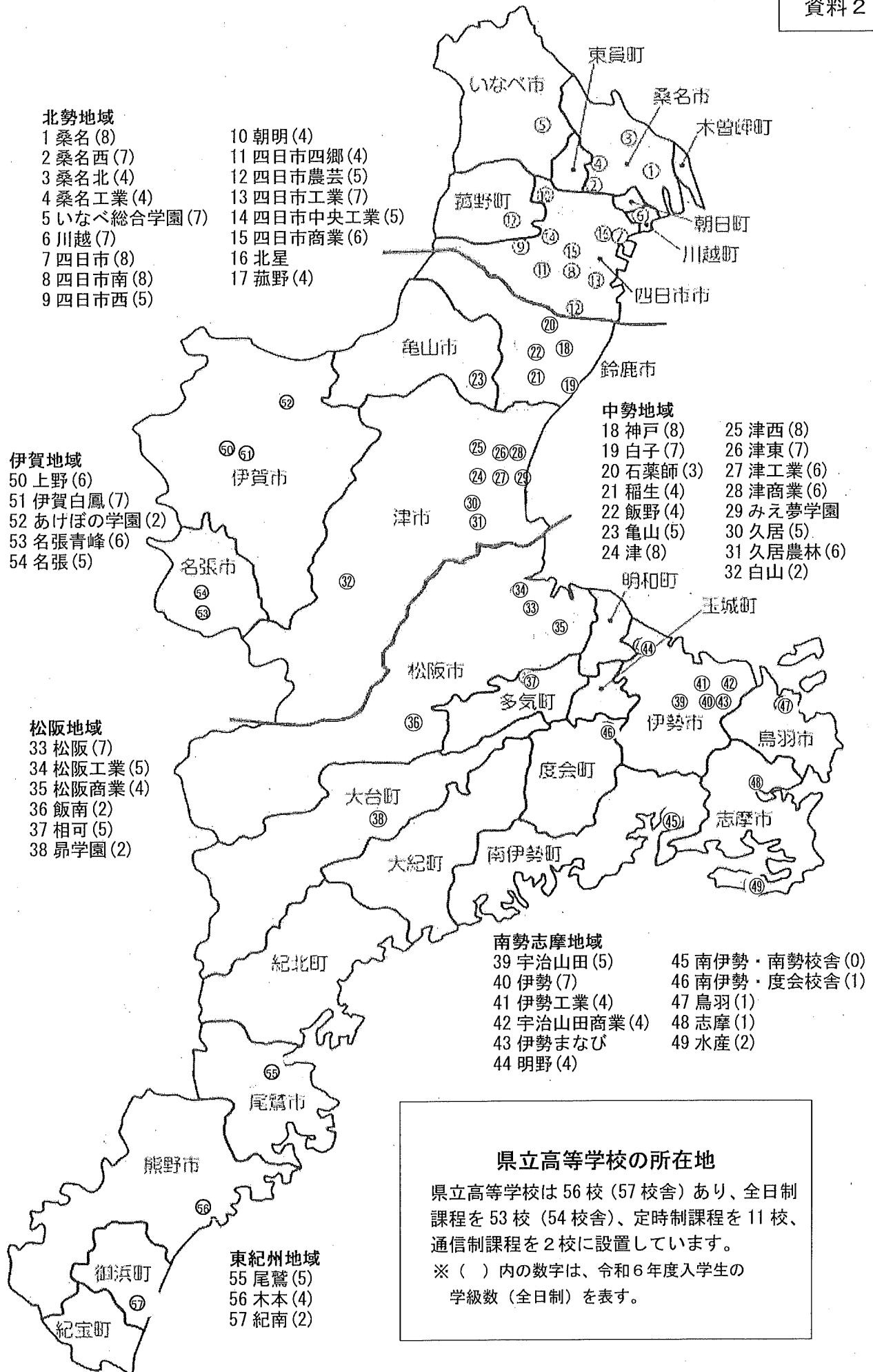
桑名	R 2.3 卒業		R 3.3 卒業		R 4.3 卒業		R 5.3 卒業		R 6.3 現中3		R 7.3 現中2		R 8.3 現中1		R 9.3 現小6		R 10.3 現小5		R 11.3 現小4		R 12.3 現小3		R 13.3 現小2		R 14.3 現小1				
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	
桑名	1,986		1,941	-45	1,972	31	1,979	7	1,950	-29	1,979	29	1,935	-44	1,928	-7	1,893	-35	1,851	-42	1,819	-32	1,754	-65	1,736	-18			
		R5.3対比																											
	3,578		3,418	-160	3,649	231	3,437	-212	3,420	-17	3,423	3	3,439	16	3,349	-90	3,310	-39	3,239	-71	3,061	-178	3,175	114	3,094	-81			
四日市																													
		R5.3対比																											
	5,564		5,359	-205	5,621	262	5,416	-205	5,370	-46	5,402	32	5,374	-28	5,277	-97	5,203	-74	5,090	-113	4,880	-210	4,929	49	4,830	-99			
小計	2,416		2,259	-157	2,409	150	2,221	-188	2,415	194	2,264	-151	2,254	-10	2,215	-39	2,098	-117	2,109	11	2,099	-10	2,038	-61	1,906	-132			
		R5.3対比																											
	2,686		2,586	-100	2,520	-66	2,655	135	2,636	194	2,524	43	2,527	33	2,465	-6	2,429	-123	2,374	-112	2,323	-122	2,288	-183	2,261	-315			
津																													
		R5.3対比																											
	1,449		1,429	-20	1,455	26	1,421	-34	1,421	0	1,437	16	1,340	-97	1,339	-1	1,305	-34	1,264	-41	1,201	-63	1,170	-31	1,136	-34			
伊賀																													
		R5.3対比																											
	6,551		6,274	-277	6,384	110	6,297	-87	6,472	175	6,247	-247	6,121	-104	6,019	-102	5,832	-187	5,747	-85	5,623	-124	5,496	-127	5,303	-193			
小計	1,924		1,801	-123	1,844	43	1,934	90	1,854	-80	1,872	18	1,808	-64	1,800	-8	1,747	-53	1,581	-166	1,622	41	1,629	7	1,600	-29			
		R5.3対比																											
	1,966		1,827	-139	1,879	52	1,925	46	1,727	-198	1,754	27	1,717	-37	1,724	7	1,564	-160	1,568	4	1,576	8	1,542	-34	1,429	-113			
伊勢																													
		R5.3対比																											
	228		242	14	248	6	220	-28	211	-9	182	-29	197	15	197	0	157	-40	165	8	140	-25	149	9	137	-12			
尾鷲																													
		R5.3対比																											
	256		274	18	268	-6	263	-5	259	-4	234	-25	246	12	236	-10	244	8	257	13	204	-53	256	52	188	-68			
熊野																													
		R5.3対比																											
	4,374		4,144	-230	4,239	95	4,342	103	4,051	-291	4,042	-9	3,968	-74	3,957	-11	3,712	-245	3,571	-141	3,542	-29	3,576	34	3,354	-222			
小計	16,489		15,777	-712	16,244	467	16,055	-189	15,893	-162	15,669	-224	15,463	-206	15,253	-210	14,747	-506	14,408	-339	14,045	-363	14,001	-44	13,487	-514			
		R5.3対比																											
県内合計																													
		R5.3対比																											

# 三重県中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減） グラフ

令和5年5月1日 教育政策課調べ



中学生の卒業年月



**県立高等学校の所在地**

県立高等学校は 56 校 (57 校舎) あり、全日制課程を 53 校 (54 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

※ ( ) 内の数字は、令和 6 年度入学生の学級数 (全日制) を表す。

## 5 服務規律確保の徹底について

### 1 現状について

教職員の綱紀肅正、服務規律の確保については、これまでも再三にわたり注意喚起しているところであり、各市町等教育委員会や各学校においては、県教育委員会が作成したハンドブックや通知等を活用したコンプライアンス研修を実施したり、主体的な取組を推進してきました。

しかしながら、依然として教職員の相次ぐ不祥事が発生しており、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況となっています。

令和5年度は、懲戒処分とした事案が11件（うち小中学校6件）発生し、懲戒処分には至らなかったものの体罰事案も生じました。

#### <小中学校の懲戒処分事案>

わいせつ行為	免職1件
公文書の不適正な取扱い	停職1件
救護義務違反等	停職1件
わいせつな言辭等の性的な言動	減給1件
交通事故	減給2件

### 2 不祥事根絶に向けた対応策について

#### (1) 県教育委員会の取組

##### ① 「コンプライアンス・ミーティング研修資料」の見直し

盗撮行為を含めたわいせつ行為・交通事故の未然防止に係る取組について、教職員の意識を向上させるための研修資料を見直しました。

##### ② 「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」の開催

本委員会を令和5年5、10月、令和6年3月に開催し、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を検討しました。

##### ③ 「懲戒処分の指針」の一部改正

児童生徒性暴力等が定義されたこと及び刑法等が一部改正されたことなどをふまえ、適正かつ厳格な懲戒処分の徹底に向けて、令和5年9月4日に「懲戒処分の指針」の一部改正を行いました。

##### ④ 「学校におけるハラスメント研修動画」の配信

セクシャル・ハラスメントの延長にわいせつ行為が、パワー・ハラスメントの延長に体罰があると捉え、一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのわいせつ行為、体罰の根絶を図るため、令和6年1月に、研修動画を配信しました。

##### ⑤ 「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校の生徒を対象にアンケート調査を実施し、教職員によるわいせつ行為の被害を把握すると

ともに、回答内容をふまえて生徒に対する自らの言動を振り返る機会を設けるなどの対応を行いました。今後とも、市町等教育委員会と連携してアンケート調査を実施し、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に努めます。

#### ⑥ 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置

教育職員等による児童生徒への性暴力等が行われた場合、早期発見・対応できるよう、令和6年4月1日に三重県教育委員会事務局内に相談窓口を設置しました。

### (2) 市町等教育委員会の取組

不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考にするとともに、発生した事案が他人事ではなく自分事として捉えることのできる研修会等を実施するようご指導ください。

#### [わいせつ行為] [体罰]

- ・ハラスメントへの理解を深める動画を活用した研修を通して、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのわいせつ行為、体罰の根絶に努めていく。
- ・引き続き、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を中学校において行い、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校となるよう取り組んでいく。

#### [交通事故]

- ・横断歩道付近での交通事故が、引き続き起きている。運転する時は、交通規則を守ることはもちろん、道路や交通状況に応じて、個々の細かい配慮をしなければならない。横断歩道における歩行者優先、万が一事故が発生した場合の適切な措置をすることは、運転者の社会的責任でもある。

#### [公文書の適正な取扱い]

- ・公文書の適正な取扱いについて周知・徹底を図るとともに、教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、行動するよう徹底していく。

#### 《参考》

- ・「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」 (令和3年9月30日送付)
- ・「管理職向けマニュアル 不祥事の未然防止に向けて」 (令和4年3月31日送付)
- ・「コンプライアンス・ミーティング研修資料 (交通事故)」 (令和5年3月2日送付)
- ・「コンプライアンス・ミーティング研修資料 (わいせつ行為・盗撮)」 (令和5年4月18日送付)
- ・「懲戒処分の指針」の一部改正 (令和5年9月4日通知)
- ・「学校におけるハラスメント研修動画」 ネットDE研修にて配信 (令和6年1月25日送付)
- ・「教職員による児童生への性暴力に関する電話相談」 窓口を設置 (令和6年4月1日送付)

## 6 教職員の人材確保について

### 1 現状と課題

本県における教職員の人材確保については、令和6年始業日時時点で11名の教員が不足している状況であり、教育委員会における最重要課題として認識しています。

近年の特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が多い状況が続いていることから、常勤講師の多くが正規教員に合格している一方、大量退職と大量採用により年齢構成が変化したことに伴う産休・育休取得者の増加もあり、本県の教員不足としては、講師の不足が大きな課題となっています。

また、令和5年度に実施した教員採用試験の受験倍率は4.3倍であり、採用予定数は確保できている状況にあるものの、受験者数は2,057名で平成6年度採用以来で最低となっていることから、教員採用試験の受験者をできる限り多く確保することが必要となっています。

#### 【教員の不足状況】

	R3		R4		R5		R6
	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日
小学校	5	17	8	28	17	31	5
中学校	7	16	9	20	5	20	6
計	12	33	17	48	22	51	11

#### ※令和5年度の取組

- ・教員採用試験不合格者に対して、早期に一人ずつ電話連絡をし、講師登録を呼びかけました。
- ・市町等教育委員会及び各学校との連携により、非常勤のみではなく、常勤への任用も積極的に進めました。また、退職予定の教員に対して講師の任用を薦めたり、退職教員に対して講師登録を呼びかけるなど、退職者等への働きかけをしました。
- ・1学期中に産・育休を取得することが見込まれている教員の代替者は、年度当初から任用することで代替講師を安定的に確保しました。（令和6年度から、教諭に加え、養護教諭・栄養教諭・事務職員へ対象を拡大しました。）
- ・退職教員や教員免許状を有していながら教職についていない人への働きかけとして、「みえの未来の先生相談会」を実施しました。

### 2 令和6年度に向けた人材確保の取組

#### (1) 教員採用選考試験における取組（新規）

常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者および正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保

につなげます。

### (2) 講師等の人材確保の取組

退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信や「みえの未来の先生」相談会の実施により、人材の掘り起こしを進めるとともに、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を行い、講師等の人材確保につなげます。

### (3) SNS等を活用した取組

教員採用のパンフレットや県のホームページ、インスタグラム等のSNSを活用して、教員採用選考試験の情報に加え、教員として求める人物像や教職の魅力を発信することで、教員志望者の確保につなげます。

### (4) 教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会の実施

高校生を対象とした教職ガイダンスや大学生を対象とした説明会を実施し、教職の魅力や教員免許状の取得方法について周知することで、教職を志す人材の確保につなげます。

### (5) 大学と連携した取組

教員養成を担う県内大学と連携し、教員確保に向けた課題を共有するとともに、大学との共同授業の実施や学生が現職教員とともに受講する研修等に取り組むことで、教職を志す人材の育成を図ります。

## 3 教員のサポート体制について

### (1) 専門人材、地域人材の活用

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ スクール・サポート・スタッフ
- ・ 教頭マネジメント支援員（新規）

学校マネジメント等に係る業務（教職員の勤務管理事務支援、保護者や外部との連絡調整等）を専門的に支援する教頭マネジメント支援員について、令和6年度から新たに配置します。（11名）

### 【専門人材・地域人材の状況の推移】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
スクールカウンセラー	62,969 時間	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間
スクールソーシャルワーカー	13,705 時間	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間
部活動指導員	90 名	122 名	172 名	222 名
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置

### (2) 学校問題解決支援事業（新規）

学校だけでは解決の難しい事案に、経験豊かな学校管理職OBの活用、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいく必要があります。そのため、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けて、一層の体制強化を図ります。

## 7 学校における働き方改革の推進について

### 1 基本的な考え方について

学校における働き方改革については、令和元年12月に給特法が改正され、県及び市町等教育委員会は、所管する学校の教職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする規則及び方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等を進めてきたところです。

令和5年度の4～1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の平均人数とすべての教職員に対する割合は、以下のとおりです。

【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数（4月～12月）の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	1,469(20.7%)	705(10.0%)	694(9.9%)	719(10.3%)	696(10.2%)
中学校	1,659(43.9%)	912(24.1%)	971(25.6%)	1,133(29.9%)	1,156(30.4%)
県立学校	606(13.8%)	253(5.4%)	283(6.2%)	485(10.7%)	437(9.9%)

※（ ）内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

今後も引き続き、教育委員会及び学校は、学校における働き方について、定期的に労使で検証しながら、教職員の長時間労働の解消に向けた様々な取組を進めていく必要があります。

### 2 県教育委員会における今年度の取組について

県教育委員会としては、引き続き、県教育委員会及び市町等教育委員会と学校が一体となって、学校における働き方改革に取り組めます。

#### (1) 専門人材・地域人材の活用

- ・県の予算を確保し、国の事業も活用しながら、SC、SSW、教育相談員、部活動指導員等を拡充して配置、派遣
- ・特に要望があったSSSを昨年度に引き続き全校に配置
- ・令和6年度より一部の小中学校に教頭マネジメント支援員11名を配置

#### (2) ICTの活用

- ・県主催の会議や研修会等のオンライン会議やオンデマンドによる配信、高校入試志願書などの業務のデジタル化を進め、業務の効率化を図る



### (3) 部活動への対応

・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行についての市町等教育委員会との定期的な協議の場を設定、各市町の取組や課題を共有し、円滑な進行に取り組む

### (4) 各学校における総勤務時間縮減の課題解決に向けた取組

- ・各学校の状況により総勤務時間縮減に向けた課題が異なる
- ・各学校の課題を整理し解決策を明記したシートを活用した取組を実践
- ・学校における働き方改革のモデル校を活用して取組効果の検証
- ・効果的な取組の他校への拡大を図る

### (5) 学校や教職員が担う業務の見直し

- ・令和5年度に「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」を開催
- ・学校や教職員が担う業務の校種別の洗い出し、学校における教職員の業務の仕分け作業を実施
- ・令和6年度も学校における教職員の業務の仕分け作業を実施
- ・学校や教職員以外で担うことが可能な業務は、県がモデル校を活用して地域ボランティアの活用や外部への委託等の検討、検証を実施
- ・効果的な取組は、校種や地域等の状況をふまえながら、学校への拡大を図る

### (6) 学校問題解決支援事業

- ・学校だけでは解決の難しい事案については、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいくことが必要
- ・学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けた一層の体制強化を図る

## 3 各市町等教育委員会における今年度の取組について（依頼）

各市町等教育委員会におかれましては、年度末に通知した「学校における働き方改革の推進について（依頼）」に基づき、特に次の項目について取組を進めていただくようお願いします。

### (1) 授業時数の見直し

・令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校に対して、教育課程編成の改善が適切に行われる指導・助言の実施

「令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の

工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすること。」

【令和5年9月8日付『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）』（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）』（5文科初第1090号）より抜粋】

## （2）学校や教職員が担う業務の見直し

- ・学校や教職員が担う業務の役割分担や適正化の取組

【学校・教師が担う業務に係る「3分類」】

- ①基本的には学校以外が担うべき業務
  - ・登下校に関する対応（通学時の交通指導等）
  - ・放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・学校徴収金の徴収・管理（給食費の公会計化等）
  - ・地域ボランティアとの連絡調整
- ②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務
  - ・調査・統計等への回答等（事務職員、SSS等）
  - ・児童生徒の休み時間における対応、校内清掃（地域ボランティア等）
  - ・部活動（部活動指導員等）
- ③教師の業務だが負担軽減が可能な業務
  - ・給食時の対応（栄養教諭との連携）
  - ・授業準備、学習評価や成績処理（SSS等）
  - ・学校行事の準備・運営（事務職員、一部外部委託）
  - ・進路指導（事務職員、地域人材との連携）
  - ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（SC、SSW等）

## （3）専門人材・地域人材の活用

- ・市町による配置人材と県による配置人材の効果的な組み合わせ
- ・全校に配置するSSSの効果的な活用
- ・SCやSSW、弁護士などの専門人材と教職員の連携・分担

## （4）ICTの活用・環境整備

- ・市町主催の会議や研修会等のオンライン開催やオンデマンドによる配信
- ・1人1台パソコンを活用した教職員の負担軽減の取組
- ・統合型校務支援システムや留守番電話導入などの環境整備

## （5）部活動への対応

- ・複数顧問の配置、適切な部活動数の検討
- ・部活動指導員や市町独自の指導員など地域人材の活用
- ・休日の部活動の地域連携・地域移行の推進

#### 4 一年単位の変形労働時間制について

令和3年12月に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正したことに伴い、各教育委員会において教育職員の在校等時間の上限等に関する規則等を改正することにより、教育職員に対する一年単位の変形労働時間制が活用できることとなりました。本制度の活用を検討する市町等教育委員会及び学校について、県教育委員会は活用するための条件や活用方法等についてサポートを行ってまいります。

なお、令和5年度は、県立学校2校、小中学校2校において活用がありました。

#### 5 みえ元気プラン及び三重県教育ビジョンの学校における働き方改革の指標及び取組

「みえ元気プラン」の「施策14-6 学びを支える教育環境の整備」において、「1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合」を学校における働き方改革を進めるための指標とし、令和8年度の目標値を67%と設定しました。

また、「三重県教育ビジョン」の「基本施策6 学びを支える教育環境の整備」において、「総勤務時間に関する教職員の満足度」を、学校における働き方改革を進めるための指標とし、令和9年度の目標値を2.73と設定しました。

各学校の取組については、取組シートを活用のうえ、毎年県教育委員会が行う働き方改革の取組状況調査において、PDCAサイクルにて検証し、各学校の取組で効果的なものについては、他校に実施を広めます。

## 8 学力の向上について

学力の向上については、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力、人間性等）を養います。

このため、学校における個別最適な学びや協働的な学びを進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の育成に取り組みます。

### 1 市町教育委員会との連携

令和5年度は、全国学力・学習状況調査の結果をふまえた、「授業改善」、「学習内容の定着」、「学習習慣・読書習慣等の確立」に向け、市町教育委員会では「学力向上アクションプラン」や課題のみられる学習内容に応じたワークシート等を作成・活用するなどの取組が推進されました。

県教育委員会では、学校において学力の向上に向けた取組が進むよう、市町教育委員会と連携しながら取組の活性化を図っていきます。

#### (1) 学校での取組

- ・各学校は、校長のリーダーシップのもと自校の学力向上計画を作成するとともに、全教職員で計画を共有し、授業の見回りとフィードバックを徹底。
- ・全教職員は、課題があった学習内容について、各学年のつながりを意識し、指導方法を工夫・改善。定着が不十分な児童生徒には個に応じた指導を実施。
- ・家庭学習の時間、読書時間等の推移等を参考に、令和5年度の取組の検証・見直しを行い、学習習慣等の確立に向けた取組を改善・実行。
- ・学校図書館の活用や朝の読書等、児童生徒が読書習慣を身につける取組を強化。

#### (2) 市町教育委員会の取組

- ・各市町教育委員会は、令和5年度の取組を検証し、市町の課題の改善に向けて目標数値設定を含めた「学力向上アクションプラン」を作成。
- ・アクションプランに基づいた各学校の令和6年度の取組内容を確認。
- ・各学校の進捗を確認し、必要に応じ支援。

#### (3) 県の取組

各市町教育委員会と以下の内容について協議。

- ・全国学力・学習状況調査の自校採点やみえスタディ・チェックの結果をふまえた年間の取組について（5月～6月）
- ・「学力向上アクションプラン」の取組状況の確認と、全国学力・学習状況調査の結果をふまえた取組内容等の更新について（8月～9月）
- ・校長との懇談等による取組の進捗確認と、必要な手立てについて（11月～12月、3月）

### 2 授業改善及び学習内容の理解・定着を図るための取組

#### (1) みえスタディ・チェックの活用

- ・学習内容の定着状況を把握し、各学校における個に応じた指導、授業改善の促進を図るためにみえスタディ・チェックをCBTで実施します。
- ・教職員は児童生徒一人ひとりがどの問題でつまづいているかを把握し、関連問題を活用するなど、個々の定着状況にあわせた指導を行うとともに、学級、学校の強み・弱みなどをS-P表を活用するなどして把握し、学び直しや早期からの授業改善に生かします。

## (2) 効果的な少人数指導の推進

- ・効果的な少人数指導を推進するため、県指導主事や学力向上アドバイザーが少人数指導推進校を計画的に訪問し、校長との懇談を行うとともに、国語のティーム・ティーチング及び算数・数学の習熟度別指導の指導方法等について指導・助言を行います。
- ・みえスタディ・チェックや少人数指導推進校の児童生徒を対象としたアンケートの結果について検証を進め、研修会等を通じて効果がみられた指導方法を水平展開します。

## (3) 研修会の実施等

- ・市町の学力向上に向けた取組を促進するため、各市町の指導主事等を対象に学力向上推進会議を開催します。
- ・学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業改善を一層促進するため、教員等を対象に国の調査官を招聘し、公開を伴う提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催します。
- ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック等を活用し、学力向上に向けた学校全体の計画的な取組を促進します。あわせて、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」について学び直しができるワークシートを1人1台端末に提供し、つまずきの克服につなげます。
- ・市町や学校の求めに応じた研修等に、県指導主事を派遣します。

## 3 学習習慣・読書習慣等の確立

- ・第1回みえスタディ・チェックの実施にあわせて、「学習や生活等に関する質問」を実施して、その結果を分析し、早い段階から課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。
- ・学校・家庭・地域がともに学ぶ機会の提供や、三重県 PTA 連合会と連携した家庭学習の習慣化の啓発、1人1台端末を活用した学習習慣・読書習慣等の改善に向けた取組を進めます。

### (取組例)

- ・学習・生活習慣の確立に向け、全小中学校で目標を設定し、児童生徒への働きかけを促進。取組状況を確認し、働きかけが弱い学校への支援を実施。令和4年度に市の学力向上推進協議会を設置するとともに学力向上推進委員会（各学校1名参加）を開催し、各学校の取組を交流。取組の進んでいない学校の機運の向上を促進。（尾鷲市）

## 4 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業（新規）

- ・若手教員が多く在籍する市町や学校の中からモデル校を指定し、月2回程度授業力向上アドバイザーを派遣して、若手教員等の授業や、組織的・継続的に授業改善を図る校内研修への指導・助言を行います。  
※令和6年度モデル校：4市町16校（松阪市、南伊勢町、伊賀市、名張市）
- ・モデル校を複数のグループに分け、年3回程度グループ内で提案授業と事後協議を行います。授業力向上アドバイザーに加え、県指導主事が指導・助言を行います。

【参考】令和5年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果

( ) の数値は、全国との差を示します。

① 平日の学習時間（1時間以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	59.6(-2.9)	56.5(-2.9)	54.0(-3.1)
中学生	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	73.3(-2.6)	68.5(-1.0)	64.9(-0.9)

② 休日の学習時間（1時間以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	—	—	53.4(-7.6)	48.2(-7.9)	44.7(-7.8)
中学生	—	—	70.9(-6.7)	64.7(-6.1)	59.6(-5.7)

③ 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

	H30	H31	R3	R4	R5
小学生	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	58.6(-2.6)	56.8(-2.8)	57.2(-2.8)
中学生	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.1(-4.0)	44.1(-4.5)	44.7(-4.7)

## 9 いじめの防止に向けた取組について

### 1 現状と課題

【本県のいじめの認知件数（校種別）国公立】

（単位：件）

	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
小学校	2,353	2,401	2,684	3,026	3,958	932
中学校	677	873	823	980	1,095	115
高等学校	224	253	333	332	426	94
特別支援学校	13	17	21	19	39	20
計	3,267	3,544	3,861	4,357	5,518	1,161

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

令和4年度のいじめの認知件数は5,518件で、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。また、本県のいじめの重大事態件数も令和4年度10件と増加（前年度比4件増加）しており、増加の要因として、学校はいじめの認知や組織的な対応に課題があったことが指摘されています。

いじめから児童生徒を守るためには、いじめがどの児童生徒にもどの学校でも起こりうることを改めて認識するとともに、いじめを積極的に認知したうえで、管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進めることが重要です。

すべての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けて主体的に行動できる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

### 2 令和6年度の取組

#### （1）いじめの未然防止の取組

##### ①いじめ予防につながる授業の実証研究の実施（新規）

いじめ予防につながる道徳教育の充実を図るため、自他の立場や感じ方、考え方などの違い等が理解できるようになってくる小学3・4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を行い、研究の成果を県内小中学校に横展開します。

##### ②弁護士によるいじめ予防授業の実施

特別の教科「道徳」で遵法精神について学び始める小学5・6年生を対象に、児童生徒が社会性や規範意識を高められるよう、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点も加えたいじめ予防授業を実施します。

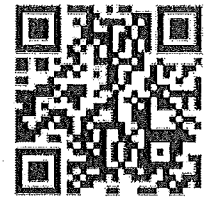
##### ③いじめ防止のための教材開発（新規）

小学5・6年生の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成します。また、教材を活用した授業をすべての小学校で行うための教職員研修を実施します。

## (2) いじめ防止の周知啓発

### ①「STOP!いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへのメッセージや、子どもたちが「いじめ防止」や「情報モラルの向上」をテーマに作成した動画、いじめ防止応援サポーターや学校の主体的な取組事例、いじめ相談窓口など、いじめ防止についての情報を集約するポータルサイトを活用し、県民にいじめ防止を啓発していきます。



### ②いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、ホームルーム活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることは何か考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発イベント等に参加するなど、児童生徒が主体となった取組を推進します。

### ③いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を20校程度募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、広く県民に啓発を行います。

## (3) 支援体制の拡充

### ①スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの中学校区への配置時間を55,213時間に拡充（前年度比4,034時間増）するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。SSWの配置時間も25,119時間に拡充（前年度比495時間増）し、中学校区を拠点として活動するとともに、教育支援センターにも配置し、関係機関と連携した支援を行います。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

### ②弁護士による支援

解決が困難な事案に対し、学校や市町等教育委員会からの要請に応じ、法律の専門家である弁護士による支援を行います。



### ③いじめ問題対応サポーターの活用（新規）

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置し、きめ細かな支援を行います。

### ④いじめ対応情報管理システム（令和6年4月から運用）

これまで、学校が認知したいじめについては、所管の市町等教育委員会および県教育委員会へ翌月に報告を行っていたことから、報告時にはいじめを起因とする欠席日数が多くなっているなど、状況が深刻化している場合があります。

このような課題を解決するため、今後は、いじめ対応情報管理システムを用いて、学校が認知したいじめの情報を随時入力し、学校と市町等教育委員会および県教育委員会が状況を共有することで、いじめの問題に迅速に対応します。また、県教育委員会では、いじめの状況をふまえ、SCやSSW等による学校への支援を行います。

なお、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」にあわせて作成する「いじめ 三重県別記様式集計」については、本システムを通じて作成可能となるため、学校の報告書作成作業が軽減されます。

### ⑤ネットパトロール

児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布など、インターネット上の問題ある書き込み等を早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、専門業者によるネットパトロールを実施します。

## （4）いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内6会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

## 10 不登校児童生徒への支援について

### 1 不登校児童生徒の状況

令和4年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒数は小学校1,356人（前年度比297人増）、中学校2,489人（同405人増）です。1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校で15.5人、中学校で55.8人となっており、文部科学省が不登校の定義を「30日以上の欠席」とした平成10年度以降で最も多くなっています。

不登校児童生徒数のうち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒は小学校395人、中学校959人で、不登校児童生徒全体の35.2%となっています。

		H30	R1	R2	R3	R4	令和4年度		中学校			
小学校	不登校児童数	672	695	823	1,059	1,356	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)		
	(1,000人あたり)	7.1	7.5	9.1	11.9	15.5						
全国	(1,000人あたり)	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	不登校児童生徒数		1,356	-	2,489	-
中学校	不登校生徒数	1,599	1,612	1,616	2,084	2,489	395	29.1	959	38.5		
	(1,000人あたり)	34.8	35.5	35.9	46.1	55.8						
全国	(1,000人あたり)	36.5	39.4	40.9	50	59.8	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数		【34.9】	【40.0】		

注) 全国は国公立

【 】内は全国平均

### 2 不登校に対する支援の基本的な考え方

国では、平成29年2月施行の「教育機会確保法」や「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）に加え、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むとしています。

また、「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」（令和5年11月17日）では、学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、「引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援を受けられるよう尽力いただきたい」と示される一方で、子どもたちの状況によりフリースクールなどの民間施設やNPO等の連携が必要となった場合は、「当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である」と、改めて不登校児童生徒への支援の基本的な考え方が示されたところです。

県教育委員会では、令和5年度に開催した「不登校児童生徒支援推進検討会」での意見をとりまとめ、令和6年4月8日に「三重県における不登校児童生徒への支援の推進について」を各市町教育委員会生徒指導主管課長宛てに依頼いたしました。

児童生徒の実情をふまえ、一人ひとりの社会的自立に向けて自己肯定感が育まれる取組や不登校児童生徒及びその保護者の気持ちに寄り添った支援、学校とスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門人材との連携をお願いします。

### 3 不登校児童生徒への支援の取組（令和6年度）

#### （1）校内教育支援センターの設置促進（新規）

自分のクラスに入りづらさを感じる児童生徒が、校内で安心して学ぶことができる場として、校内教育支援センターの設置が望まれています。

県教育委員会では、国事業を活用し、新たに校内教育支援センターを設置する中学校の環境整備や指導員の配置支援に取り組み、その成果を広く周知することで設置促進につなげます。

#### （2）多様な学びの場への支援（一部新規）

フリースクール等民間施設が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を引き続き行います。また、要請に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家を派遣します。

さらに、今年度新たに、フリースクール等民間施設に通所している義務教育段階の児童生徒および高校生年代の子どもがいる経済的な事情のある世帯に対して利用料の一部を補助します。

#### （3）不登校児童生徒支援推進検討会の開催

令和5年度は、有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を3回開催し、不登校児童生徒やその保護者に寄り添った支援のための方法や福祉機関との連携について意見をいただき、それらをふまえた不登校児童支援の推進について通知しました。

今年度は、医療機関との連携について意見をいただく予定です。

#### （4）不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

令和5年度は、県内9会場で不登校の経験者による講演会、保護者同士の交流会、SC・SSW等との個別相談会を実施し、のべ158名の参加がありました。

参加者からは「同じようなことで悩んでいる人が自分以外にも身近にいることがわかり、涙がとまらなかった」「今のままの子どもを認めることの大切さがわかり、心が軽くなった」などの声があることから、保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう本年度も県内9会場で開催します。

#### （5）オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、不登校の状況にある中高生等が他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気付いたりできるようになることを目的として、オンラインを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んできました。

今年度も、中高生の興味関心を惹くテーマを設定し、連続した企画を設けるなどオンラインでの多様な活動や同年代との交流の場づくりを進めます。

<令和5年度実績>

- ・メタバース（仮想空間）活用 16回 参加人数 のべ 368名  
（テーマ別トーク、クイズ大会、「三重まつり協力隊」イベント参加等）
- ・Zoom 活用 56回 参加人数 のべ 30名  
（イラスト教室、MieMu バックヤードツアー、オンライン修学旅行等）

#### (6) 相談体制の充実

心理や福祉の専門家であるSC、SSWの学校や教育支援センターへの配置・派遣時間を拡充し、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。

また、引き続き教育相談員を配置し、気になる生徒に声を掛けるなど、生徒が抱える悩みや不安を早期に発見し、専門的な支援が必要な場合はSCやSSWに引き継ぐなどの役割を担うことで、相談体制の充実を図ります。

#### (7) 教育支援センターの機能強化

校外の教育支援センターに通室している児童生徒及び保護者への支援のみならず、通室していない不登校児童生徒に対する訪問型支援や、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めるため、SCとSSWを8地域9教育支援センターに重点配置します。

また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、教育支援センターが行う訪問型支援等についての助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を行います。

##### <重点配置>

桑名市、鈴鹿市、津市ほほえみ教室、津市ふれあい教室、松阪市、伊勢市  
伊賀市、名張市、熊野市

#### (8) 県立教育支援センターの運営

高校段階の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援を行う県立教育支援センターが2年目を迎えます。

令和5年度は、49名の登録があり、通室での支援に加え、保護者への相談支援に取り組み、次の一步を踏み出す力を蓄えることのできる居場所として、利用していただいています。

また、義務教育段階において、どの相談機関等ともつながることができていない不登校生徒や高等学校へ進学した後、学校への行きづらさを感じた生徒等が、スムーズに支援を受けることができるよう、中学校3年生の生徒及びその保護者への周知をお願いします。中学生の保護者の相談にも、随時対応しています。

#### (9) レジリエンス教育の実践

令和3年度から、レジリエンスを高める教育実践プログラムに基づいて、学校生活や友人関係などで、つまづきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス）を育む取組を実践しています。

今年度も、実践校（約20校）担当者を対象に、5月末から6月上旬に研修会、8月に各実践校との交流会を設け、その後の実践につなげる予定です。

また、発達段階に応じて継続してレジリエンス教育に取り組むことができるよう、新たなプログラムの作成に取り組めます。

#### (10) スクリーニング活用実践事業

教員がSSWとともにスクリーニングを活用し、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握する取組を、伊賀市及び四日市市、鳥羽市で実施します。

スクリーニング会議を校内の既存の会議と組み合わせるなど、実践校の負担軽減等を図りながら、地域資源や外部機関と連携した効果的な取組を目指します。

## 1.1 1人1台端末の更新に向けた共同調達会議の設置について

Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、必要不可欠な学習基盤です。1人1台端末の効果的な利活用を進め、学習基盤となる資質・能力の育成を図るため、1人1台端末の着実な更新に取り組めます。

### 1 公立小中学校の端末整備に対する支援

県に基金を造成し、県が中心となって共同調達を行うなど、令和6年～令和10年の5年間で計画的に端末更新を推進します。

<参考：端末補助>

- ・ 1台あたりの補助基準額55,000円（補助率 国2/3）。
- ・ 予備機：15%以内
- ・ 対象経費：①端末本体 ②設置・据え付け費

### 2 三重県GIGAスクール構想推進協議会の設置（新規）

三重県GIGAスクール構想推進協議会（補助要件の1つである共同調達会議）の下に、作業部会、専門委員会を置き、1人1台端末の利活用の活性化に向けたとりまとめや円滑な共同調達（共通仕様書※の策定）、及び先進的な取組や校務分野における業務改善の取組等の情報交換等を行います。

#### <三重県 GIGA スクール構想推進協議会>

【内 容】 1人1台端末の利活用の活性化に向けたとりまとめや共通仕様書の策定

【構成員】 三重県教育委員会教育長、市町等教育長

必要と認めるときは、学識経験を有する者に出席を求める。

#### <三重県 GIGA スクール構想推進協議会作業部会>

【内 容】 ・ 1人1台端末の利活用の活性化に向けたとりまとめ案や共通仕様書案の検討

・ 先進的な取組や校務分野における業務改善の取組等の情報交換

・ 各年度の需要数調査

【構成員】 学識経験者等、市町等教育委員会関係者、学校教育関係者

#### <三重県 GIGA スクール構想推進協議会専門委員会>

【内 容】 OS ごとに共通仕様書案の検討

【構成員】 各市町等教育委員会担当者

OiPad 専門委員会、Chromebook 専門委員会、Windows 専門委員会の3つの専門委員会の設置を想定

※共通仕様書：端末のスペック、標準アプリ等を掲載  
OSごと（3種類）、調達方法ごと（購入・リース）で、6パターン作成予定

### 3 スケジュール

	三重県GIGAスクール構想推進協議会	三重県GIGAスクール構想推進協議会 作業部会及び専門委員会
4月	・協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIGA「第1期」の各市町の端末使用及び整備の総括</li> <li>・令和6年度需要数調査</li> <li>・端末の機種、スペック等の検討</li> <li>・オプトアウトの確認</li> <li>・共通仕様書案の作成</li> </ul>
5月	・作業部会及び専門委員会の設置	
9月	・共通仕様書の策定 ・共同調達の公告	
10月	・共同調達の審査（業者を選定） →審査後、各市町にて調達	
12月		
2月	・1人1台端末の利活用の活性化に向けたとりまとめ策定	

## 1 2 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について

### 1 経緯

- ・ 令和6年3月に「三重県中学校条例」が制定され、県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を津市柳山津興（県立みえ夢学園高等学校敷地内）に設置します。
- ・ 令和6年3月に「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針」を策定しました。
- ・ 県立みえ四葉ヶ咲中学校は夜間中学であると同時に、今後、「学びの多様化学校」の指定を申請することから、市町と連携して多様なニーズに対応できる学習内容や学び方についての検討を行います。また、生徒募集に必要な広報活動等を行うとともに、施設の改修工事を行います。
- ・ 令和6年度も津および四日市で、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。

### 2 開校準備委員会の設置

令和7年4月の開校に向け、「夜間中学」及び「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程の編成や生徒の受け入れ等に係る仕組みづくりについて話し合う会議を定期的（年30回）に開催し、開校準備を進めます。

【委員】 ・ 県立高等学校籍 1名 ・ 小中学校籍 5名

### 3 令和6年度夜間中学体験教室「まなみえ」

#### (1) ねらい

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかった方に夜間中学を体験する機会を設け、夜間中学への理解を深めていただく。

#### (2) 開催期間・時間

令和6年4月24日（水）～令和6年12月20日（金）【全30回】

※18時～20時30分

※週1回程度

#### (3) 会場

【津会場】 三重県総合教育センター（津市大谷町12番地）

【四日市会場】 三重県立北星高等学校（四日市市大字茂福668-1）

※オンラインによる参加も可能

#### (4) 受講対象者

①2009年4月1日以前に生まれた人

②義務教育を十分に受けることができなかった人

または外国籍で日本の中学校程度までの基礎的な学習を希望する人

※①・②の両方に該当する人

※現役の児童生徒についても、市町教育委員会と話し合いの上、参加を認める。

#### 4 北勢地域における夜間中学等ニーズ調査の実施

令和4年度に実施した入学希望調査において「夜間中学に入学して学びたい」と回答した方の居住地として、四日市市をはじめ、北勢地域に多いことが判明しています。県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を津市に設置することとしましたが、遠方であることなどのさまざまな要因で毎日通学することが困難な方がいることが想定されます。

まずは、令和7年度の開校に向けて全力で準備を進めるとともに、津市の県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）へ通うことが難しい方の学ぶ機会の保障として、分校又は分教室の設置の検討材料とするため、北勢地域における夜間中学等ニーズ調査を実施します。

##### (1) 対象者

北勢地域（鈴鹿以北）公立中学校生徒（全学年）とその保護者  
公立小学校児童（6年生）とその保護者  
北勢地域（鈴鹿以北）在住、在勤の方

##### (2) 実施日

令和6年4月22日（月）～令和6年5月24日（金）

##### (3) 実施方法

電子申請届出システム又は調査用紙等による回答

##### (4) 内容

北勢地域に夜間中学及び学びの多様化学校を開校した場合、入学希望があるか。

#### 5 その他

令和6年度は、生徒募集のための入学説明会等を実施する予定です。各教育委員会においても生徒募集等の広報活動や相談等を担当するワンストップ窓口の設置にご協力をお願いします。

また、今後、学齢期の生徒の入学手続きや教材費、食事費、通学費等の就学支援制度（就学援助の類似制度）設置についての意見交換の機会を設けたいと考えています。



## 1.3 英語教育、道徳教育、郷土・キャリア教育について

### I 英語教育

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する「英語教育」を推進します。

#### 令和6年度の主な取組

##### 1 英語を使おう！言語活動推進事業

###### (1) 英語デイキャンプ（新規）

小中学生が、大学生のサポートを得ながら、県内の観光地をALTと巡る「英語デイキャンプ」を実施します。自分の思いや考えを伝えあう実践的な英語によるコミュニケーションの経験を通し、児童生徒が英語を学ぶ楽しさをより一層感じ、英語学習への動機が向上することを図ります。小中学生60名での実施を計画しており、夏季休業前に募集を開始する予定です。

###### (2) オンライン国際交流（新規）

中学生が英語を外国語として学ぶ海外の同年代の生徒と英語を使って交流する、「オンライン国際交流」をパイロット校の3校（公募により決定済）で実施します。言語活動が充実する外国語科の授業、国際交流方法等を県内に還流し、県内の英語教育の資質の向上を図ります。

【パイロット校】松阪市立嬉野中学校、大台町立宮川中学校、伊賀市立城東中学校

##### 2 英語教育推進事業

中学生がふるさと三重についての学習を深め、英語でその魅力を発信できる力を育むため、三重の魅力を1枚紙に英語で書いてまとめる「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施します。入選上位者を対象に、「プレゼンテーションコンテスト」を実施し、「書くこと」と「話すこと」の技能を統合したコンテストを行います。

##### 3 生徒の英語力向上推進事業（研修推進課と共同実施）

学習指導要領に沿った言語活動の充実した授業改善を推進し、児童生徒の英語力向上につなげるため、本県英語教育の課題をテーマとする教員研修を実施します。放課後1時間程度の遠隔による研修とし、教員が参加しやすい研修を構築します。

### II 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう、子どもたちの発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」等を通じた道徳教育を推進します。

また、すべての児童生徒が安全安心に学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう、いじめのない学校づくりを進めます。

## 令和6年度の主な取組

### 1 道徳教育総合支援事業

#### (1) 道徳教育推進会議

県内における道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、市町等教育委員会の道徳教育担当者及び各学校の道徳教育推進教師等を対象とした道徳教育推進会議を開催します。

#### (2) 指導方法等研究委託

「考え、議論する道徳」へと質的転換を図るため、市町等教育委員会とともに、学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教師の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進するとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について県内への発信を行い、道徳教育の一層の推進を図ります。

【委託予定市町】 令和6年度：四日市市、名張市

#### (3) 道徳教育アドバイザー派遣

市町等教育委員会や学校が開催する研修会等へ道徳教育アドバイザーを派遣し、学校・地域の実態等に応じた道徳教育の方向性の確認及び子どもたちの実態に応じた指導方法等について指導・助言を行うことで道徳教育の充実を図ります。

##### 【道徳教育アドバイザー】

岐阜聖徳学園大学 非常講師 河合宣昌 先生

愛知淑徳大学 非常勤講師 柴田八重子 先生

愛知教育大学教職大学院 非常勤講師 鈴木健二 先生

### 2 いじめ予防プログラム推進事業（新規）

民間企業と連携し、実証研究校において、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになってくる小学校第3学年及び第4学年を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を行います。

また、研究の成果を横展開することにより、県内の全教職員が研究の成果を活用し、いじめ防止のための授業を実施することができるようになります。

【実践研究校】 県内2小学校（調整中）

## Ⅲ 郷土・キャリア教育

地域の課題に対して解決策を考えるとともに、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることにより、郷土三重を担う人材を育成する郷土教育・キャリア教育を推進します。

## 令和6年度の主な取組

### 1 地域と連携した郷土教育・キャリア教育推進事業（新規）

地域の企業等やキャリア教育コーディネーターと連携し、4市町の児童生徒が、地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場とし、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を企業等に提案するとともに、地域で活躍する経営

者や職業人の在り方や生き方にふれることを通じて、郷土三重を担うために必要な資質・能力や郷土を愛する心を育成する、郷土教育・キャリア教育を支援します。また、実践の内容や成果を県内小中学校、市町等教育委員会に横展開するため、実践交流会を実施します。

【実施予定校】県内4小中学校（調整中）

## 14 中学校における部活動の地域連携・地域移行について

### 1 現状について

令和4年6月にスポーツ庁、8月に文化庁に部活動の地域移行に関する検討会議より提言がなされ、これを踏まえて令和4年12月に国の方針として「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

県においては、「部活動のあり方検討委員会」を県の協議会として位置付けており、今後も引き続き、「部活動のあり方検討委員会」では、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために検討を進めていきます。令和5年12月には市町において、中学校における休日の部活動の地域移行の取組の参考となるよう、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定、公表しました。また、国の事業を活用した実証事業を令和5年度は4市町で実施し、令和6年度は先の4市町に3市町を追加し、計7市町で実施する予定です。

### 2 課題

少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするために、休日における中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

なお、地域移行については、「運営団体・実施主体（受け皿）の確保」「指導者の確保」「費用負担」の課題に加え、「平日と休日の活動の連携と引継ぎ」「地域移行に関する生徒や保護者の理解」「けがなど緊急時に円滑に対応できる体制」など運営上の課題もあります。現在、多くの市町において、協議会が設置されており、各協議会において、地域のニーズをふまえ「指導者の確保」「運営団体・実施主体の整備」「費用負担」などの課題について検討をすすめていく必要があります。

### 3 今後の取組

#### (1) 運営団体・実施主体となり得る団体への協力要請

総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団、市町スポーツ協会などスポーツ関係団体や文化芸術団体等を対象に、引き続き協力依頼を行います。直ちに受け皿の確保が困難で、地域移行ができない市町に対しては、拠点校方式による合同部活動の実施や外部指導者の活用等について支援・助言します。

#### (2) 指導者の確保

日本スポーツ協会公認指導者資格を取得するための研修を実施します。また、部活動の地域連携・地域移行に協力できる指導者人材を集約し、市町と共有する地域人材バンクの構築を検討します。人材バンクの構築の実施にあたっては、部活動の地域連携・地域移行の特設HPを開設し、フォームをHPとリンクし、広域的な人材確保につながるよう、県競技団体及び市町担当課を通じて市町競技団体や総合型地域スポーツクラブ等に周知し、指導者の拡充を図ります。また、顧問として部活動の指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員についても、令和5年度は運動部113名、文化部32名、令和6年度は運動部153名、文化部36名と拡充を図っています。

#### (3) 財政的支援

各市町が財政状況に影響されず円滑に地域連携・地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、支援の充実を国に要望します。また、経済的に困窮する世帯の生徒をはじめ、保護者負担の軽減など、継続して幅広い支援を国に要望します。

部活動の地域連携・地域移行推進を図ることを目的に、国の事業を活用した実証事業を引き続き行うとともに、県独自の事業として部活動地域移行スタートアップ事業を令和6年度から実施し、地域の実情に応じて取組を進める市町を支援します。

#### (4) 市町へのサポート

各市町のガイドライン・方針推進計画および兼職兼業に係る要綱等の策定についてサポートします。また、市町教育委員会担当者との意見交換会や、県のコーディネーターの訪問等を通して、市町の取組が円滑に推進できるようそれぞれの市町が抱えている課題に対し、具体的にどのような解決策があるか、どのような支援が必要か検討し、必要な指導助言、支援を行います。

#### 【参考1：部活動地域移行スタートアップ事業補助対象となる取組について】

予算 6,000 千円（1市町上限 667 千円）補助率 1/3

※国実証事業（令和6年度中に地域クラブ活動実施を必須）の対象外ではあるが、市町が実施する地域移行を進めるための取組を補助します。

##### 〈主な取組〉

- ・協議会開催
- ・運営団体、実施主体の体制整備や調整、連携に係る取組  
（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、学校と関係する組織・団体や市町自体）
- ・コーディネーターの配置  
（外部との連絡調整）
- ・指導者配置支援
- ・指導者の研修、資格取得を促進する取組
- ・拠点型合同部活の実施により、遠方の学校へ移動する必要がある生徒への交通費支援

##### 〈補助対象経費〉

諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金

#### 【参考2（次ページ）：地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課の取組について】

スポーツ推進課の委託を受けて公益財団法人三重県スポーツ協会が実施する中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進する事業（総合型地域スポーツクラブを受け皿とした中学校部活動地域移行推進事業）の概要について、次ページを参考にしてください。

実施期間は、中学校部活動の地域移行改革推進期間までとします。（当面は令和7年度までとされているが国の動向により延長の場合もあります。）

総合型地域スポーツクラブを受け皿とした  
中学校部活動地域移行推進事業の概要  
(県スポーツ協会が県スポーツ推進課の委託を受けて実施)

1 事業内容

(1) 中学生を対象とした体験会の実施と PR チラシ等の作成

①体験会の実施

中学生が総合型地域スポーツクラブ（以降「総合型クラブ」）の活動を体験できる体験会を実施します。

- ・体験会を実施できる総合型クラブとその種目と時期、人数などを把握
- ・体験会を実施する総合型クラブの該当市町教育委員会、中学校へ情報共有し体験会の実施

②総合型クラブを紹介する PR チラシ等の作成

中学生が総合型クラブに参加しやすいように、中学校や中学生、保護者や地域に対して総合型クラブの特色や活動内容を PR するチラシ作成等への助成を行います。

- ・総合型クラブが作成したチラシを市町教育委員会を通じて配布

③総合型クラブへの指導者の紹介

中学生への体験会を行うにあたり指導者のいない種目、または指導者が不足する場合、本協会が保有する指導者情報の中から本人の同意を得たうえで総合型クラブへ紹介を行います。

(2) 先進的事例を学ぶ研修会

- ・県内各地区において、総合型クラブ関係者を対象に、先進的に中学校部活動地域移行を行う総合型クラブから講師を招いた研修会を実施します。
- ・希望する総合型クラブ関係者を対象に、先進的に中学校部活動地域移行を行う県外総合型クラブの視察を行います。

(3) 資格取得の支援

総合型クラブの円滑な運営に向けて、本協会が総合型クラブへ日本スポーツ協会アシスタントマネジャー、クラブマネジャー資格取得希望者の募集を行います。受講手続きは希望者が行い、資格取得の支援を行います。

2 今後の予定

総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会や市町教育委員会担当者会議などで意見交換を行いながら、県スポーツ推進課・県教育委員会と連携し、事業を進めていきます。

## 15 健康教育の推進について

### 1. 歯と口の健康づくり

平成24年3月に施行された「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本理念を踏まえ策定した「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」(第3次)では、「県民一人ひとりが主体的に行う歯と口腔の健康づくりの取組に加え、(中略)誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む」こととしています。県教育委員会では、県医療保健部や三重県歯科医師会等と連携し、子どもたちが健康づくりの一環としてむし歯予防に取り組むことができるよう、特に学齢期における歯と口の健康づくりの取組を行っています。

#### (1) 12歳児のむし歯等の状況

三重県の12歳児の一人平均むし歯数は年々減少傾向しているものの、依然として全国平均より高くなっています。

(令和4年度 三重県 0.61本 [令和3年度比-0.13本])

全国平均 0.56本 [令和3年度比-0.07本])

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査 より)

また、12歳児で未処置歯(むし歯)のある者の割合について、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、むし歯予防の取組とともにむし歯治療についても、児童生徒及び保護者への一層の啓発・勧奨が必要です。

(令和4年度 三重県 13.39% 全国平均 10.56%)

(文部科学省学校保健統計調査及び三重県教育委員会学校健康状態調査より)

#### (2) むし歯予防の重要性

むし歯になってしまった歯は自然に治ることはなく、治療したとしても元の健康な歯に戻ることはないこと、むし歯をそのまま放置すれば、結果的に歯を失い、噛む機能なども失うことから、むし歯は子どもの重要な健康課題です。

特にむし歯になりやすい時期は6歳から17歳ぐらいまでと言われており、学齢期にむし歯を予防することは生涯にわたる健康づくりの観点からきわめて重要です。

(令和元年度改訂 「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり より)

むし歯予防のためには、次の3つが重要であるとされています。

- |                    |
|--------------------|
| ①正しい歯みがき習慣の意識付けや確立 |
| ②食習慣の改善            |
| ③フッ化物に関する学習や利用     |

(第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画 より)

#### (3) 県内のフッ化物洗口の実施状況について

令和5年度は、松阪市で新たに6校を加え全36校で実施されたことや、熊野市でコロナ禍により中止していた7校が再開されたことなどにより、前年度の52校から13校増え、合計6市町65校(県立2校含む)が実施しました。

#### (4) 今後の取組

##### ①市町訪問

12歳児の一人平均むし歯数が継続的に高いなど課題のある市町を中心に、県医療保健部とともに訪問し、フッ化物洗口導入によるむし歯予防の有効性や安全性についての科学的根拠や実施市町の取組等の情報提供を行い、理解促進を図ります。

##### ②市町及び学校の保健担当者等への研修

県医療保健部と連携し三重県歯科医師会の協力を得て、次のような研修会、フッ化物洗口実施校視察を開催します。

- 7月(予定) フッ化物応用研修会(三重県歯科医師会主催)
- 8月(予定) 歯と口の健康づくりにかかる講習会
- 12月(予定) 県内フッ化物洗口実施校視察

##### ③各市町校長会、各学校等での説明

フッ化物洗口にかかる準備や時間の確保等、現場における疑問点を解消し、フッ化物洗口に対する有効性や安全性について、正しい情報を理解していただくため、各市町校長会、各校の学校保健委員会・職員会議等、できるだけ多くの機会の説明をさせていただきます。

##### ④フッ化物洗口推進事業

県医療保健部のフッ化物洗口推進事業では、フッ化物洗口に係る経費負担をはじめ、学校における安全性・具体的な実施方法の説明等、スムーズな実施に向けたサポートを受けることができます。フッ化物洗口を実施されるにあたっては、本事業の活用をお勧めしています。

#### ※フッ化物洗口の効果

令和4年度の小学校フッ化物洗口実施率83%の新潟県では、12歳児一人平均むし歯数は0.3%と全国で最も少なく、平成12年から23年連続で全国1位となっています。

(文部科学省学校保健統計調査及び新潟県歯科疾患実態調査より)

また、フッ化物洗口を長年実施している新潟県弥彦村において、30～50歳代の成人のう蝕有病状況の調査が行われましたが、フッ化物洗口を経験した人では、成人期のう蝕が少ないことが報告されています。

(『フッ化物洗口マニュアル(2022年版)厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防の手法に関する研究」班編』より)



## 16 体力向上について

### 1 子どもの体力向上

(1) 現状と課題（令和5年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査の本県における児童生徒に対する調査の結果より）

#### ○実技に関する調査の結果

- ・体力合計点は、小中学校男女とも全国平均値とほぼ同様の結果であり、全国と同様に、小中学校男女ともコロナ禍以前（令和元年度）の水準に至っていません。令和4年度と比較すると、中学校女子の低下が大きく、小学校男子のみ回復傾向が見られました。
- ・種目別の比較では、コロナ禍以前（令和元年度）と比較すると、小中学校男女の長座体前屈の記録は、伸びています。しかしながら、持久走や20mシャトルランは、記録の低下が大きく、コロナ禍の影響から心肺機能を高めるような運動を十分にできなかったことが考えられます。

#### ○運動意識、運動習慣、生活習慣調査の結果

- ・「運動意識」では、「体育・保健体育の授業は楽しい」「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した児童生徒の割合が、小中学校男女とも全国平均を上回っており、各学校において児童生徒が楽しさや喜びを感じられるような体育・保健体育の授業が行われていると考えられます。また、「運動やスポーツをすることが好き」「体育・保健体育の授業は楽しい」「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した、運動意識の高い児童生徒は、体力合計点が高く、「体育授業を除く1週間の総運動時間」も多い傾向が見られました。
- ・「運動習慣」では、「体育授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合」は、コロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻っていません。60分未満の児童生徒が増加しており、コロナ禍の影響から運動しない、もしくは運動する時間が減少した児童生徒が増加したと考えられます。
- ・「生活習慣」では、全国と同様に「スクリーンタイムの増加」「朝食の欠食増加」が進んでおり、この傾向が続けば、児童生徒の健康的な生活に多大な影響を与えることが危惧されます。

#### ○子どもの体力向上に係る学校の取組等調査の結果

- ・「学校・学年目標を設定している」「調査結果を踏まえた取組をしている」と回答した学校の割合は、全国を上回っています。（コロナ禍であっても、体力向上の取組内容を変更するなど、各学校の実態に合わせて工夫して実施されました。）
- ・多くの学校で、「目標の提示、振り返り活動、児童生徒同士で助け合う活動、話し合い活動」を取り入れた体育・保健体育の授業が実施されており、各学校において、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に取り組まれています。
- ・体育・保健体育の授業に、ICTを適切に活用することで、学習の効率化が期待されることから、ICTの活用頻度の向上に向けて、学校全体として環境整備を進めることが大切です。

### (2) 今後の方向性

コロナ禍の影響から脱却し、体力を回復、向上させるため、子どもたちの「生活習慣」や「運動習慣」の改善を図り、体力向上へとつなげていかなければいけません。

子どもたちの「生活習慣」を見直し、「運動する意欲・意識」を高め、「運動機会」

を確保し、「運動習慣」の定着を図ることで、子どもたちの健康の保持増進と体力・運動能力の向上を目指します。三重県教育委員会は、各学校における以下の取組を支援します。

○各学校における取組

(ア) 生活習慣の見直し

「早寝、早起き、朝ごはん」など、規則正しい生活に努め、生活のリズムを整える等、健康な生活を送ることによる健やかな体づくりを行う取組。

(イ) 運動する意欲・意識の向上

体育と保健の一層の関連を図った体育・保健体育授業を通し、児童生徒が生活習慣の大切さと運動の重要性を理解するとともに、主体的に体を動かし、運動やスポーツをすることの楽しさや喜びを味わうことができるよう、授業改善やICTを適切に活用するなど指導を工夫することによる運動意識の向上を図る取組。

(ウ) 運動機会の確保

体育授業や部活動以外の取組である「1学校1運動（学校全体でなわ跳びや長距離走、ラジオ体操、鉄棒等に取り組む活動）」等、運動が苦手な児童生徒も楽しみながら取り組める活動や、思わず体を動かしたくなるような環境整備を進める取組。

(エ) 運動習慣の定着

学校・学級通信の配付や講演会の企画、保護者と子どもでできる取組の紹介等による家庭・地域と連携した児童生徒の良好な運動習慣の定着を図る取組。

(3) 各学校の取組をサポートする県の取組

①指導主事による計画的な学校訪問、指導・助言

(各学校の取組アイウエすべてをサポート)

小学校体育指導充実非常勤講師配置校を中心に学校訪問の校数、回数を増やします。体力向上に係る各学校の現状や課題を把握するとともに、他校の効果的な取組について情報共有する等の支援・助言を行います。

②教員研修の充実（主に各学校の取組イをサポート）

小学校元気アップ研修会、中・高等学校元気アップ研修会、就学前元気アップ研修会を実施し、児童生徒が体育を楽しみ、体力向上を図る授業実施に向けた教員の指導力向上に取り組みます。

③「体力向上のPDCAサイクル」の確立（主に各学校の取組ウエをサポート）

「体力向上のPDCAサイクル」の確立を推進するため、元気アップブロック別協議会（小、中、高校）を実施し、体力調査の結果や1学校1運動の好事例を共有することで、「みえ子どもの元気アップシート」のさらなる有効活用を図ります。

④「生活習慣チェックシート」の活用（主に各学校の取組アをサポート）

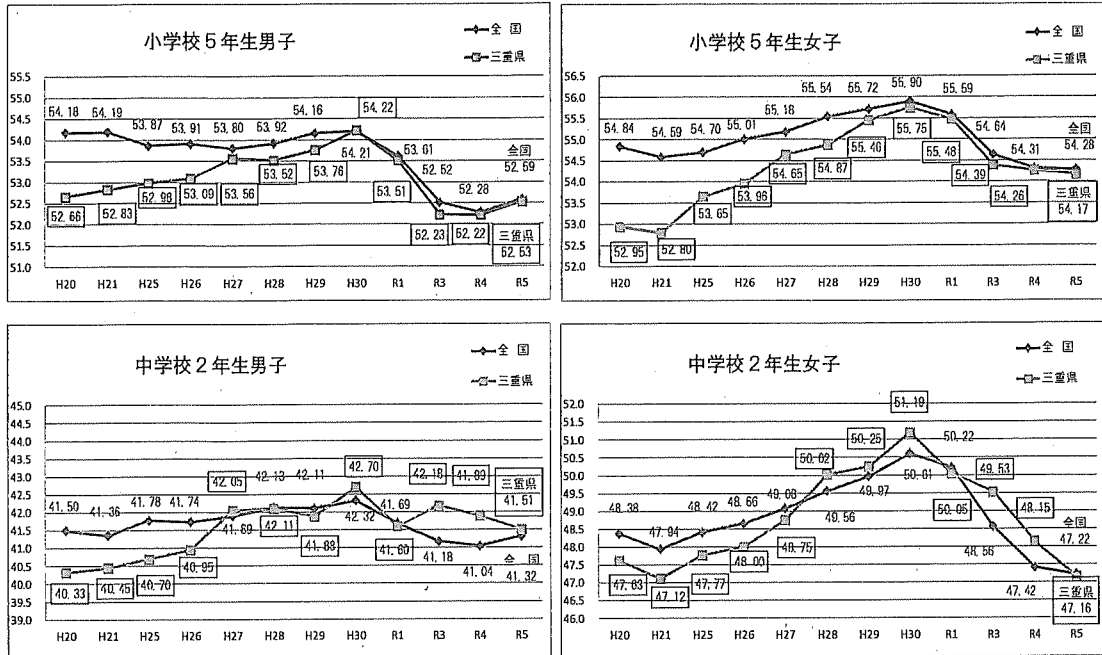
良好な生活習慣の定着に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用を推進します。

⑤トップアスリートの学校派遣（主に各学校の取組イウをサポート）

国事業「トップアスリート派遣」を活用し、トップアスリートによる体育・保健体育授業を実施することで、運動やスポーツをすることが好きになり、自主的に運動する時間を持ちたいと思う児童生徒を増やします。

(参考)

<平成 20 年度（初回）以降の体力合計点（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン（持久走）、50m 走、立ち幅とび、ボール投げの 8 種目総得点）の推移>（平成 22、24 年度は抽出調査、平成 23 年度、令和 2 年度は調査中止）



令和 5 年度と令和元年度の比較									
		小学校男子		小学校女子		中学校男子		中学校女子	
体力合計点 (点)		-0.98	↓	-1.31	↓	-0.09	↓	-2.89	↓
各 実 技 テ ス ト 種 目	握力 (kg)	-0.35	↓	-0.22	↓	+0.34	↑	-0.75	↓
	上体起こし (回)	-0.69	↓	-0.95	↓	-0.79	↓	-1.81	↓
	長座体前屈 (cm)	+0.35	↑	+0.40	↑	+0.32	↑	+0.34	↑
	反復横とび (点)	-1.05	↓	-1.38	↓	-0.75	↓	-1.82	↓
	持久走 (秒)					+11.52	↓	+20.18	↓
	20m シャトルラン (回)	-2.48	↓	-2.88	↓	-5.37	↓	-6.33	↓
	5.0m 走 (秒)	+0.06	↓	+0.08	↓	-0.04	↑	+0.14	↓
	立ち幅とび (cm)	+0.17	↑	-0.88	↓	+2.88	↑	-3.62	↓
ハンドボール投げ・ソフトボール投げ (m)		-1.01	↓	-0.31	↓	+0.07	↑	-0.60	↓

※持久走は中学生のみ。持久走と20mシャトルランのいずれかを選択して実施

令和 5 年度と令和元年度の比較									
		小学校男子		小学校女子		中学校男子		中学校女子	
運動習慣	総運動時間420分以上 (%)	-0.1	↓	-2.0	↓	-6.2	↓	-4.8	↓
	運動意識	運動やスポーツをすることが好き (%)	+1.8	↑	-1.1	↓	+0.9	↑	-3.3
生活習慣	体育が楽しい (%)	+1.9	↑	-1.6	↓	+2.4	↑	-1.6	↓
	肥満である児童生徒の割合 (%)	+2.7	↑	+1.2	↑	+1.0	↑	+0.3	↑
	朝食を「毎日食べる」 (%)	-0.9	↓	-2.8	↓	-1.9	↓	-6.5	↓
	睡眠時間「8時間以上」 (%)	-0.1	↓	-2.8	↓	-2.2	↓	-3.5	↓
スクリーンタイム「4時間以上」 (%)		+0.5	↑	+5.2	↑	+7.2	↑	+7.7	↑

※総運動時間：1週間の体育の授業を除く運動時間

※スクリーンタイム：平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間

## 17 令和6年度「みえ祭協力隊」の実施について

### 1 「みえ祭協力隊」について

継承の危機にある県内の祭礼行事を実際に体験し、児童生徒ならではの視点で切り取った魅力を成果発表会の場で保存団体等へ伝えることで、児童生徒たちが郷土の魅力を発見し、郷土愛の形成や地域を活性化する課題を解決する力を育むことを目的として、未来の担い手である小中高生を対象とした「みえ祭協力隊」事業を、令和5年度から行っています。

### 2 「みえ祭協力隊」の公募について

#### (1) 対象

三重県内に在学もしくは実施日に帰省する児童生徒 25～30名程度  
(各祭礼ごとに、中学・高校生2名、小学生3名の計5名程度を想定)

※「(3) 今後の予定」に記載のスケジュールに対応できる児童生徒とし、応募者多数の場合は抽選で決定します。

#### (2) 内容

実際に県内の祭礼行事に参加し、その魅力や課題解決に向けた提案を可視化し、保存団体等が参加する成果発表会で発表していただきます。なお、体験取材当日及びワークショップ、成果発表には大学生によるサポートを計画しています。

今年度、参加していただく祭礼行事は下記のとおりです。

文化財名	指定種別	開催地	参加日時(予定)
東日野の大念仏	県	四日市市	8月13日(火)15時頃～20時頃
関の山車	市	亀山市	7月20日(土)もしくは21日(日)
大淀の祇園祭	町	明和町	8月3日(土)15時頃～20時頃
安乗の人形芝居	国	志摩市	8月4日(日)午後
植木神社の祇園祭	県	伊賀市	7月28日(日)13時頃～19時頃

※但し天候やコロナウイルス感染状況等により変更の可能性があり。

#### (3) 今後の予定

6月1日～26日	募集期間
7月上旬	参加者決定・事前説明会(対面・オンライン併用)
7月中旬～8月中旬	体験取材
8月24日(土)午後	ワークショップ(成果の取りまとめ)
秋頃	成果発表会

#### (4) 申込方法

県電子申請システムを利用予定。詳細は後日周知します。

## (5) その他

- ・ 生徒の個人参加とすることから、教員等の引率は不要です。ただし、夜間の行事もあることから、中学生以下は保護者の同伴を求めます。
- ・ 三重県教育委員会で一括して傷害保険に加入します。

### 3 令和5年度の事業について（参考）

令和5年度は、異校種交流として、それぞれの祭礼行事ごとに班を作り、各祭礼行事の体験取材、取材内容を取りまとめるワークショップ、成果を発表する「みえ祭会議」において、大学生のサポートを受けながら各班で協力して成果をとりまとめ、発表を行いました。

#### ① 募集方法（6月20日から7月14日まで）

インターネット（県電子申請システム）による申込を行いました。

約10名の募集定員に対し、84名の応募があり、祭礼行事ごとに中学・高校生2名、小学生3名となるよう抽選で25名を選定しました。

#### ② 事前説明会（7月26日）【県庁7階教育委員室】

対面・オンライン併用で、児童生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施。県内の無形民俗文化財の基礎知識や祭協力隊の活動の狙いについて説明し、事前学習を行いました。

#### ③ 体験取材（7月下旬から8月中旬まで）

県内5件の指定無形民俗文化財の保持団体にご協力いただき、それぞれの祭礼行事について現地で説明を受け、「山車を引く」「笛・太鼓の体験」等、実際の行事を体験取材しました。保持団体からは「積極的に質問する隊員たちの熱意にびっくりした」との声が寄せられました。



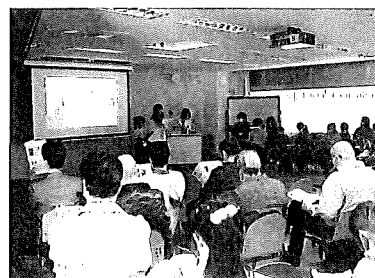
#### ④ ワークショップ（8月27日）【総文中研修室】

対面・オンライン併用で、祭礼行事ごとに班に分かれ、皇學館大学生のサポートを得ながら取材内容を取りまとめました。参加した子どもたちから「違う年齢の人たちと一緒に話し合い、関わりあえたことが楽しかった」等の感想がありました。



#### ⑤ 成果発表（12月23日）【総文大研修室】

県内の無形民俗文化財保持団体と行政担当者を対象とした「みえ祭会議2023」において、祭礼行事ごとに取材成果を発表しました。関係者からは、「熱意ある素晴らしい発表だった」「行事を続ける励みとなった」との声がありました。



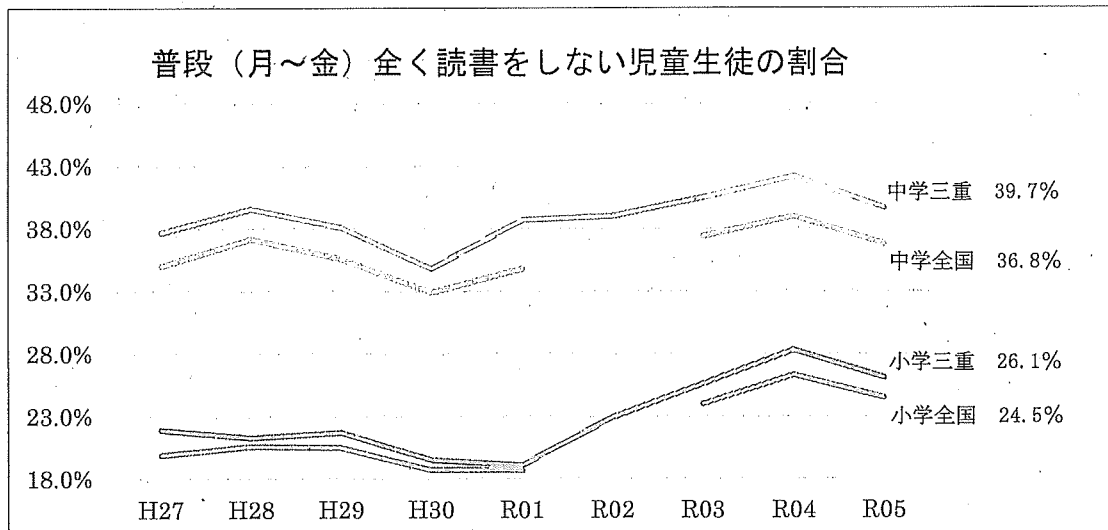
発表資料はHP（URL：<https://www.omatsuri.pref.mie.lg.jp/>）で公開しています。

## 18 本よもうねっとMIE (みえ読書活動推進ネットワーク) について

### 1 子どもの読書活動の現状と課題

国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）では、「急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である」と示されています。

そのような中、全国学力・学習状況調査の結果において、本県の子どもの不読率は、全国平均より高くなっています。



※R02 は全国学力・学習状況調査が中止のため、県教育委員会実施の「令和2年度 学習や生活についてのアンケート結果」より

こうした現状を改善するため、ビブリオバトルの普及や朝の読書時間確保など、学校においてさまざまな取組を進めてきましたが、学校以外で過ごす時間における効果的な取組は、十分であるとは言い難い状況です。

今後は、いつも子どものそばに本がある環境をつくるため、家庭や学校、地域の方々、企業、団体など、社会全体が連携して、切れ目のない支援に取り組んでいく必要があると考えます。

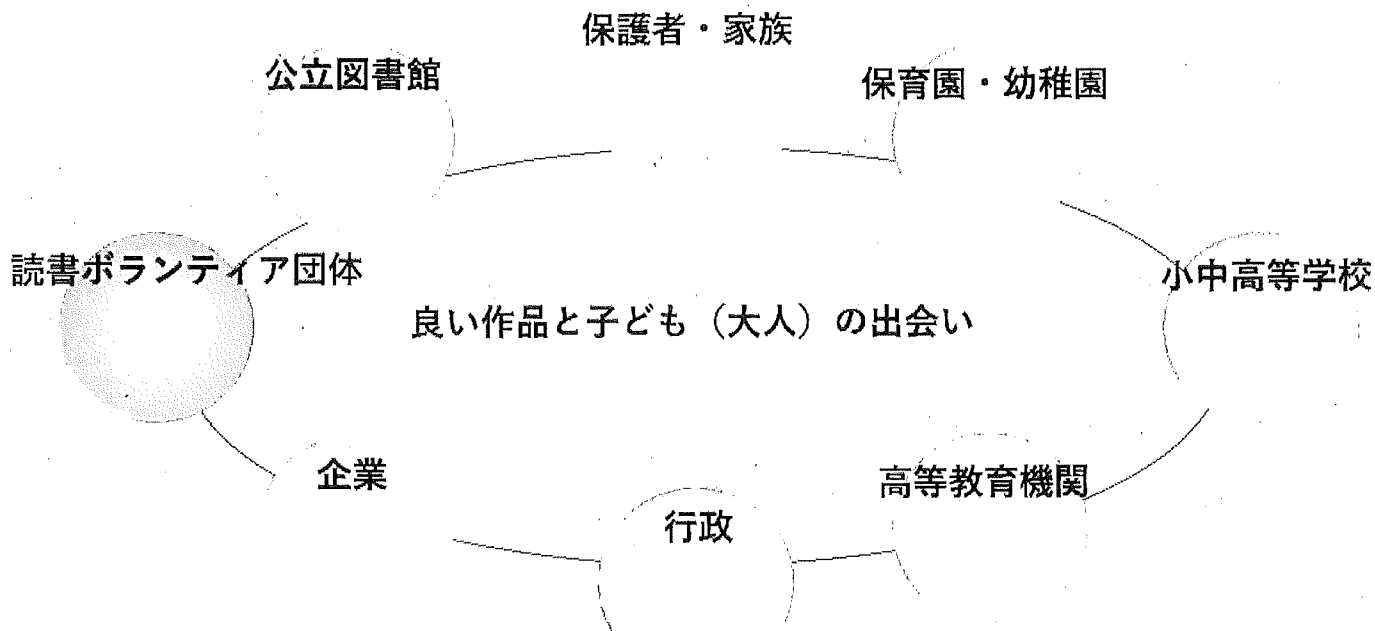
### 2 「本よもうねっとMIE」について

「本よもうねっとMIE」は、子どもをはじめとした全ての県民の読書活動を推進するため、家庭や学校、地域の方々、企業、団体などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

ネットワークが広がることで、いつも子どものそばに本があり、子どもが、本を読む習慣や本を通じて物事を調べる習慣を身につけ、「言葉を学び」「感性を磨き」「表現力を高め」、想像力を豊かなものにする力を育むことができる環境づくりに向けた活動につなげていきます。

### 3 「本よもうねっとMIE」のイメージ

社会全体で読書活動を推進するため、本と子どもをつなぐことができる多様な主体が緩やかにつながるネットワークです。



「本よもうねっとMIE」では、次のような取組を県内全域に広げ、社会全体で読書活動を推進していきたいと考えています。

- 公立図書館が提供する司書の体験や絵本づくりの体験プログラムを、小中学校の行事の一環として実施することで、子どもの読書への興味を喚起します。
- ショッピングセンターや商店街の空きスペースを提供してもらい、読書ボランティアが読み聞かせ会を開催することで、地域を活性化します。
- 企業の従業員に不要となった本を募り、放課後子どもクラブや子ども食堂に提供するブックドライブを実施することで、本に親しむ機会を拡充します。
- 企業が児童生徒に読んでもらいたい本を寄付し、企業名を冠した文庫を学校図書館に配置することで、図書の実質と地元企業を知る機会を創出します。
- カーディーラーショールームや小児科待合等の子どもが退屈する空間に、県ゆかりの絵本作家の作品等を配架することで、子どもが本に触れる機会を創出します。
- カフェやレストランで本に関するイベントを開催することで、若い世代が交流する機会を提供します。
- 市町と連携し、乳幼児健診時に家読（うちどく）を啓発する冊子や、県ゆかりの絵本作家の作品を紹介する冊子を配布することで、子どもの発達段階に応じた読書を啓発します。

#### 4 今後の進め方

##### (1) ポータルサイト、SNSを活用した情報発信

ネットワーク会員である企業や団体など、本と子どもをつなぐことができる多様な主体が緩やかにつながり、双方向のコミュニケーションを促進するため、それぞれの会員が「できること」や「してほしいこと」などの情報をワンストップで入手できるプラットフォームとなるポータルサイトを開設します。

インスタグラムやフェイスブックなどSNSを活用して、さまざまな会員がイベントや活動内容をリアルタイムで情報発信していきます。

##### (2) 「本よもうねっとMIE」キックオフイベントの開催

読書週間（令和6年10月27日から11月9日まで）にあわせて、「本よもうねっとMIE」の発足と、県内の読書活動の関係者が集まり、交流できるイベントを開催する予定です。

・日時 令和6年10月27日（日）午後（予定）

・場所 スズカト（県立鈴鹿青少年センター）鈴鹿市住吉町南谷口

#### 5 市町の参画について

子どもが多く時間を過ごす中で、読書への興味関心や読書習慣を育んでいく重要な場である学校には、ぜひ「本よもうねっとMIE」の会員となって、さまざまなイベントに参加していただき、子どもの読書活動を一緒に盛り上げていただきたいと思います。

今後、秋に発足予定である「本よもうねっとMIE」の会員募集にあたっては、市町教育委員会や小中学校にご賛同いただけるよう取組の趣旨を丁寧に説明していきます。



## 19 教職員の資質向上について

### 1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和6年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

### 2 令和6年度の教職員研修の重点取組

#### (1) 「令和6年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員がコンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、系統的かつ体系的に研修を実施する。特に、不祥事を「自分事」として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律することができるよう、コンプライアンス研修を法定・悉皆研修に位置づけます。
- ② 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。さらに、従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象にした、時代や社会の変化に対応した研修を実施します。【新規】（資料1）

#### (2) 学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。（資料2）
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台学習端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

#### (3) 自己肯定感を涵養する教育推進事業【新規】（資料3）

- ① 県内にモデル校において、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を通じて、自己肯定感を涵養する授業づくりを推進します。
- ② 専門性の高い講師による学校づくりの視点や、教職員のコミュニティの育成の基礎等、自己肯定感を涵養につながる実践等を学ぶ研修を実施します。
- ③ 県内公立学校の校長等の教育関係者を対象に、子どもたちがありのままの自分が認められ

ていると実感することができる教育実践と学校づくりについて学ぶことができる講演会を実施します。

(4) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめへの組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修を実施するとともに、不登校児童生徒への早期からの支援や学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

(5) 研修に参加しやすい環境の整備

① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせ実施します。また、情報教育研修の「放課後ICT活用研修」や、教科等研修の「見逃し配信」を実施します。

② 市町教育委員会や県内教育研究所等と連携して地域で、今日的教育課題に対応したブロック別研修を実施します。(70 講座実施予定)

(6) 新規採用者のスタート支援事業【新規】(資料4)

① 新規採用者の課題に焦点を当てた動画教材を作成し、それらを活用した採用前研修を実施します。

② 新規採用者の研修において、悩みや不安を共有する場面を多く設け、新規採用者の自己肯定感の涵養につながるよう支援します。

③ 中堅教諭等資質向上研修、教職6年次研修、管理職研修等において、新規採用者をはじめとする若手教員への支援の必要性について啓発を行い、教職員の同僚性の向上につなげます。

3 令和6年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修

悉皆研修(※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修)を年間のべ204講座実施します。毎年、研修内容の見直しや実施方法等の工夫・改善を図り、教職員の負担に配慮しつつ、より効果が高まるようにしています。

令和6年度は、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を引き続き実施します。また、児童生徒の自己肯定感の涵養につながる研修を新たに実施します。

それ以外にも、初めて特別支援学級または通級等の指導にあたる教員や、経験3年未満の常勤講師等を対象とした研修をそれぞれ実施します。また、次年度の採用予定者を対象とした研修を実施し、業務に係る悩みや不安が軽減されるよう支援します。

《悉皆研修》 ※表の中で(法定)とあるものは、教育公務員特例法による研修

研修の種別		主な研修内容
教諭研修	初任者研修 (法定)	教員としての素養、教科指導、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、学級経営、危機管理、キャリア教育、人権教育、防災教育、特別支援教育 他
	教職6年次研修	教員としての素養、授業実践研修、特別支援教育、不登校支援、学校・学級経営、人権教育、防災教育、いじめ防止 他
	中堅教諭等資質向上研修 (法定)	教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、不登校支援、防災教育、ミドルリーダー研修、特別支援教育、教育課題別研修 他
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修	保健教育、健康相談、不登校支援、救急処置、疾病の予防と管理、人権教育 他
	養護教諭6年次研修	保健室経営、健康相談、不登校支援、救急体制 他

	中堅養護教諭等資質向上研修	保健管理、保健教育、保健室経営、健康相談、不登校支援、保健組織活動
栄養教諭 研修	新規採用栄養教諭研修	栄養管理、衛生管理、教科等における「食に関する指導」他
	栄養教諭6年次研修	給食管理、食に関する指導力向上研修 他
	中堅栄養教諭等資質向上研修	栄養管理、衛生管理、給食の時間の指導、教科等における指導、個別的な相談指導
幼稚園等 教員研修	幼稚園等新規採用教員研修 (法定)	幼児理解、自然体験活動、危機管理、人権教育、保育参観 他
	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 (法定)	幼児理解、保護者とのかかわり、特別支援教育 他
	新規採用実習助手研修	服務、危機管理、生徒理解、人権教育、特別支援教育、防災教育 他
	教職2～3年次研修	授業づくり、社会体験研修 他
管理職 研修	新任校長研修	学校組織マネジメント、授業改善のためのリーダーシップ、災害発生時における校長のリーダーシップ研修、いじめ防止、不登校支援、人権教育 他
	新任教頭研修	教頭の役割と期待すること、スクール・コンプライアンス、学校マネジメント研修、災害発生時における教頭のリーダーシップ研修、いじめ防止、不登校支援 他
	トップリーダーマネジメント研修 (校長2～3年次研修)	スタッフマネジメント、学校教育におけるウェルビーイング、インクルーシブ教育、リスクマネジメント
主幹教諭等 研修	新任主幹教諭研修	主幹教諭に期待すること、チーム学校におけるリーダーシップ、実践交流
	新任指導教諭研修	指導教諭に期待すること、実践交流、若手教員の育成に係る指導力向上研修
学校事務 職員研修	小中学校学校事務職員主事研修	学校事務職員の職務、給与・旅費等制度の基礎、教育課程、学校事務の理想を描く、財務マネジメント、学校事務職員の専門性 他
	小中学校学校事務職員主任研修、 主査研修	カリキュラム・マネジメント、チーム学校におけるリーダーシップ、キャリアデザイン 他
	小中学校学校事務職員主幹研修、総括主幹研 修、事務の共同実施リーダー研修	組織力向上をめざした業務改善、組織運営、学校組織マネジメント 他

《上記以外で、対象者に受講を強く推奨している研修》

研修の種類	主な研修内容
特別支援学級等新担当教員研修	障がい種別研修、テーマ別研修 他
常勤講師等研修	服務、危機管理、人権教育、特別支援教育、校種別・職種別研修 他
採用前研修	教職員としての心構え、年度初めの基本的な業務、ビジネスマナー 他

(2) 専門性を高める研修 (希望研修)

① 授業力の向上

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感の涵養をめざし、教職員の授業力、実践的指導力の向上につながる研修を54講座(のべ69講座)実施します。

また、校務等で研修に参加できなかった、または、もう一度見直したい教職員のために、後日、研修を視聴できるように「見逃し配信」を実施し、継続的な授業改善を支援します。

・教科等に関する研修 46講座 (のべ59講座)

(国語6、社会2、算数・数学6、理科8 [のべ10]、図画工作1、体育2、技術・家庭1、道徳2、英語14 [のべ25]、NIE講座1、Mi eMu活用講座1、自己肯定感の涵養につながる研修1、複式学級についての研修1)

・授業改善研修 (県立学校教科教育研究会との連携講座) 10講座

※令和5年度まで「経験や職種に応じた研修」に位置付けていた「常勤講師等研修」は、令和6年度よ

り教科等に関する研修へ移行した。

ア 高い専門性を身につけることができるよう、上記の各教科の研修、授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座、機関との連携講座）や常勤講師等研修のほか、授業力の向上の支援につながるよう、司書・司書教諭研修、実習助手研修、校務担当職員研修等を実施します。また、三重県教育ビジョンの改定やニーズに対応して自己肯定感の涵養につながる研修や複式学級についての研修等を新たに構築します。

イ 学習指導要領に基づき、第1・2ステージの教員を対象に、子どもたちの主体的・対話的な学びを引き出す授業づくりについて学ぶ研修、第3・4ステージの教員を対象に、子どもたちの発達段階や習熟度に応じ、創意工夫を凝らした授業づくりについて学ぶ研修を実施する等、教員のライフステージに応じた研修を実施します。

ウ 令和6年度は、「グローバル人材育成のための英語力向上事業」（文部科学省委託事業）のうちの「生徒の英語力向上推進事業」により、児童生徒の英語力向上に係る教員研修を実施します。

② 教育課題への対応力の向上

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、25講座（のべ45講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、LGBT等個別的な人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援や、いじめ防止や対応についての生徒指導や学級経営等、9つのカテゴリで研修を実施します。

<テーマ研修 9カテゴリ 25講座（のべ45講座）>  
人権教育4、特別支援教育10（のべ30）、多文化共生教育1、外国人児童生徒教育1、キャリア教育1、学級経営1、生徒指導3、乳幼児教育3、環境教育1  
※令和5年度まで「経験や職種に応じた研修」に位置付けていた「特別支援学級等新担当教員研修」は、令和6年度よりテーマ研修の特別支援教育カテゴリへ移行した。

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成することから、教員一人ひとりのICT活用指導力の向上に向けた研修を11講座（のべ21講座）実施します。

i) 情報教育研修

授業でICTを活用して指導する能力や子どものICT活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等（6講座）を実施します。あわせて、端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後ICT活用研修「学年等に応じたICT活用放課後研修」と「授業でのICT活用放課後研修」（年間各4回予定）を遠隔研修で実施します。

ii) 教員ICT活用指導力向上講習会

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等におけるICT機器の効果的な活用法等について研修を実施します。

<ICT活用指導力向上に向けた研修 9講座（のべ15講座）>  
・情報教育研修 6講座  
・放課後ICT活用研修 2講座（のべ8講座）  
・教員ICT活用地域支援研修 1講座（地域の要望に応じて実施。）

③ 英語教育に関する研修（資料2）

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必

要です。そこで、令和6年度は文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」を受託し、英語教育の改善に向けて、以下の4点に取り組みます。

ア ICTを活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）

言語活動を充実させ児童生徒の英語での発信力向上を図るため、研究推進校等においてICT活用の効果検証を行い検証結果を踏まえた実践公開を伴うICT活用研修を実施したり、山梨、静岡、三重、鹿児島が連携し4県の教職員が共に学ぶオンライン合同研修等でICTの活用に係る取組について共有したりします。

イ 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施

児童生徒の英語力向上に向けた系統的な指導の在り方を学ぶ基礎を3講座と、児童生徒の自己肯定感を高めるための学習意欲向上と学習改善につながる指導と評価の一体化やICT活用等をふまえた英語の授業づくり（公開授業を含む）・Small Talkの実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ専門性向上研修を13講座（のべ14講座）実施します。

<英語教育に関する研修 13講座（のべ14講座）>

- ・小・中・高 英語教育基礎研修 3講座
- ・小・中・高 英語授業づくり研修（講義・公開授業） 8講座（のべ9講座）
- ・英語 Small Talk 研修 1講座
- ・英語力向上研修 1講座

ウ 県外の先進地域への視察及び情報収集

先進的に指導と評価の一体化やICT活用に係る推進事業を行った県外への視察・情報収集を行い、その結果を研修の内容に反映するとともに英語通信や指導主事会等で共有します。

エ 市町教育委員会等との連携

各地域で、小学校英語ブロック別研修や中学校英語地域別研修（10講座実施予定）を実施します。

④ 教育相談に関する専門性の向上

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質の向上をめざし、経験に応じた研修を年間27講座実施します。

また、令和6年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、第2・3ステージの教員を対象としたステップアップ研修において、「不登校の支援と理解」の研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育支援センター指導員育成研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。

- ・教育相談ベーシック研修 5講座
- ・教育相談ステップアップ研修 8講座（うち、現在の不登校をめぐる課題別研修 3講座）
- ・教育相談リーダー育成研修 6講座
- ・ケース・カンファレンス 3講座
- ・教育支援センター指導員育成研修 5講座

(3) 中核的リーダーを育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと、組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するため、種別ごとに年間5～6回の連続講座として実施します。

### 中核的リーダーを育成する研修一覧

研修の種別	主な研修内容
学校組織マネジメントリーダー育成研修	学校の組織的な取組を先導するための役割、PDCAサイクルを基盤とした学校組織マネジメントのプラン設計と実践 他
授業研究推進リーダー育成研修	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するための授業研究の企画・運営 他
教育相談リーダー育成研修	子どもの見立て、事例作成の意義、医療や福祉機関との連携について学ぶ講義、事例検討 他

#### (4) 出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで、教員一人ひとりの授業力向上及び授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町等教育委員会のニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

##### ① 授業研究推進出前研修

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながる授業研究の推進に向けて、学校における組織的な授業改善に向けた取組におけるポイント等について、講義や演習をとおして学ぶ研修を実施します。

##### ② 学校マネジメント出前研修

組織的・計画的に教育活動の質を向上させるための方策として、学校マネジメントを推進するポイント等について、講義や演習をとおして学ぶ研修を実施します。

#### (5) 自己肯定感を涵養する教育推進事業

子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる教育を行うことができるよう、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を実施します。

##### ① 子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業

県内公立学校にモデル校を設置し、各校の取組に応じた講師を招聘した校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図ることで、自己肯定感を涵養する授業づくりを推進します。また、取組の成果を総合教育センターWebページに掲載するとともに成果報告会を実施し、県内に広く周知します。

##### ② 自己肯定感を涵養につながる教育を推進する研修

自分も一人の人間として大切にされているという実感や、多様な他者との関わり等から自己肯定感やウェルビーイングの向上につながるため、学校づくりの視点や、教職員のコミュニティの育成の基礎を学ぶことを通じて、子どもたちの自己肯定感を涵養につながる視点とはなにかを整理し、教育活動の中で生かせる研修を実施します。

##### ③ 三重の教育談義

県内公立学校の校長等の教育関係者が集うにあたり、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育を推進するために、子どもたちがありのままの自分が認められていると実感することができる教育実践と学校づくりについて学ぶことができる講演会を実施します。

## 4 コア・サイエンス・ティーチャー養成拠点構築事業

### (1) 経緯・現状

- ① 理数教育の中核的役割を担う小中学校教員であるコア・サイエンス・ティーチャー（略称

「CST」の養成を目的として、(独)科学技術振興機構(略称「JST」)の支援を受け、「コア・サイエンス・ティーチャー養成拠点構築プログラム事業」を平成24年度から三重大学との共同実施で開始しました。

- ② JSTの支援は平成27年度で終了しましたが、引き続き理科教育の充実を図るため、三重大学との共同実施で「コア・サイエンス・ティーチャー養成拠点構築プログラム事業」を継続しています。

## (2) 事業内容(三重大学と県教育委員会が共同で実施する事業の内容)

- ① 三重大学と県教育委員会で策定するプログラムに基づき、CSTの養成とその活動支援を行います。
- ② プログラムには、三重大学における講義(休日や長期休業中に実施)の受講や県教育委員会の研修講座の受講、学校での教育実践、科学啓発活動への参加等が位置づけられており、プログラム修了後、三重大学がCSTを認定します。現在、I種63人、II種21人がCSTとして認定されています。
- ③ CSTの勤務校を理科教育の拠点校とし、県教育委員会は、CSTが地域の理科教育の中核として活動することを支援します。
- ④ CSTが在籍する市町等教育委員会は、共同実施機関としてCSTの活動に協力します。
- ⑤ 受講希望者は、県内小中学校教員(I種CST)、三重大学教育学部大学院生及び皇學館大学教育学部大学院生(II種CST)から公募します。

## 5 教職員支援機構との連携による研修

### (1) 経緯・現状

平成28年3月22日、「まち・ひと・しごと創生本部」において、「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を平成29年度から三重県で実施することとする基本方針が示されました。

令和5年度(7年次)は、三重県において集合研修として実施しました。研修3日目には、三重県からの発信として実践校等の視察を行いました。

令和6年度も本県での研修実施に向けて、独立行政法人教職員支援機構及び文部科学省と調整・協議しながら準備を進めています。

### (2) 事業内容

- ① 名称 外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修
- ② 主催 独立行政法人教職員支援機構 三重県教育委員会
- ③ 期間 令和6年10月8日(火)～令和6年10月11日(金)
- ④ 受講者  
各学校や地域において研修を企画・実施する指導者として活動を行う者  
・都道府県・市町等教育委員会の指導主事及び教育センターの外国人児童生徒等教育担当者並びにこれらに準じる者  
・小中学校等、高等学校並びに特別支援学校の校長、准校長、教頭  
・外国人児童生徒等への日本語指導等について経験を有する小中学校等、高等学校、特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭
- ⑤ 定員 100人
- ⑥ 会場 三重県総合教育センター

⑦ 内容

- ・外国人児童生徒等教育に関わる基本的な講義をとおして、各地域や学校における外国人児童生徒等教育推進上の現状と課題について分析・把握し、各組織で必要な研修について考えます。
- ・外国人児童生徒等の心理と適応について理解を深めるとともに、発達段階別の指導方法について学びます。
- ・日本語指導の方法と授業づくりに関して、外国人児童生徒教育に関する事例から具体的な取組について学びます。
- ・本研修成果を活用した研修プランを作成し、研修のまとめを行います。

⑧ 実践校視察

研修日程4日間のうち、3日目(10月10日)に県内実践校等の視察を行います。

<視察先(予定)>

- A、Bコース 津市内小学校及び中学校
- C、Dコース 四日市市内小学校及び中学校
- Eコース 県立飯野高等学校

## 6 派遣研修

### (1) 新教育大学等大学院教員派遣

#### ① 経緯・現状

新教育大学等大学院への教員派遣は、県内公立学校の教員を現職のまま大学院へ派遣して、研究・研さんの機会を与え、もって資質向上を図り、本県教育の振興に寄与することを目的とし実施しています。

平成29年度からの三重大学教職大学院設置に伴い、これまで実施していた三重大学大学院への派遣研修を三重大学教職大学院派遣へ移行し、他の大学院派遣の定数についても見直しを図りました。また、三重大学教育学研究科教職大学院運営協議会、長期実習協議会が発足し、三重大学及び三重県教育委員会、関係市町等教育委員会で教職大学院の状況等について協議を行っています。

三重大学教職大学院では、令和3年度から、教育科学専攻(修士課程)を教職実践高度化専攻(教職大学院)に統合し、学校経営や教科教育、特別支援の分野への進学が可能になりました。

筑波大学大学院は、令和2年度から修士課程教育研究科が次世代学校教育創成サブプログラムへと移行されました。

令和5年度派遣からは、三重県の教職員を取り巻く状況を鑑みて三重大学大学院のみの募集としました。

#### ② 事業内容

##### ア 派遣先

三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)

##### イ 派遣期間

大学院修了年限の2年間とします。ただし三重大学教職大学院については、後半の1年間は、現任校を拠点として課題発見・解決に取り組み、週のうち2.5日の現任校勤務、0.5日の現任校実習、2日の大学院での授業となっています。



## ウ 派遣者数

平成 29 年度	合計 15 名 (三重大 13 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 2 名)
平成 30 年度	合計 22 名 (三重大 20 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 2 名)
令和元年度	合計 21 名 (三重大 19 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 2 名)
令和 2 年度	合計 21 名 (三重大 19 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 2 名)
令和 3 年度	合計 21 名 (三重大 19 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 1 名〔筑波大〕 1 名)
令和 4 年度	合計 17 名 (三重大 15 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 1 名〔筑波大〕 1 名)
令和 5 年度	合計 14 名 (三重大 13 名、三重大以外〔鳴門教育大〕 1 名)
令和 6 年度	合計 15 名 (三重大 15 名)

## (2) 大学等教員長期派遣等

### ① 経緯・現状

県内公立学校の教員を、大学等に長期間派遣し、教育実践に必要な専門的な知識・技能を習得させ、もって教員の資質向上を図ることを目的に実施しています。

平成 29 年度からの三重大学教職大学院設置に伴い、これまで実施していた三重大学等への派遣研修(内地留学)を三重大学教職大学院派遣へ移行し、他の大学等への派遣の定数についても見直しを図り、「大学等教員長期派遣」に名称を変更しました。

#### ア 大学等教員長期派遣

##### i 人権教育研修

人権教育課と連携を図り、大阪教育大学に派遣しています。

##### ii 特別支援教育専門研修

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の事業として実施されています。平成 29 年度募集から名称を変更しました。

#### イ 発達障がい児支援のための人材育成研修

平成 19 年度から LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への対応として、市町のキーパーソンの人材育成を目的に、県立子ども心身発達医療センター(旧、県立小児心療センターあすなろ学園)に派遣しています。

### ② 事業内容

#### ア 大学等教員長期派遣

##### i 人権教育研修

派遣先：大阪教育大学

派遣期間：1 年間

定員：1 人

##### ii 特別支援教育専門研修

派遣先：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

派遣期間：2 ヶ月間

定員：2 人

#### イ 発達障がい児支援のための人材育成研修

派遣先：県立子ども心身発達医療センター

派遣期間：1 年間

定員：2 人

## (3) 社会体験研修

### ① 経緯・現状

#### ア 教員長期社会体験研修

前制度であった「教員特別長期研修」をさらに充実させるため、平成17年から新たに「教員長期社会体験研修」として実施しています。

#### イ 社会体験（短期）研修

主体的な社会体験研修をとおして、新たな出会いから視野の拡大や発想の転換を促進する等、教職員の資質の向上を図るため、3日間の社会体験研修を実施しています。

#### ウ 教員夏季休業社会体験研修

社会体験研修をさらに充実させる目的で、平成16年度から新たに「教員夏季休業社会体験研修」を実施しています。

### ② 事業内容

#### ア 派遣先

民間企業や福祉施設等、広く社会的視野を広め、教員として資質の向上を図る上で適切と認められるもの。

#### イ 期間

i 教員長期社会体験研修：1年間

ii 社会体験（短期）研修：3日間

iii 教員夏季休業社会体験研修：夏季休業中の10日間～30日間

#### ウ 定員

i 教員長期社会体験研修：1人

ii 社会体験（短期）研修：5人

iii 教員夏季休業社会体験研修：5人

## 7 指導に課題のある教員に対する研修

### (1) 教員フォローアップ研修（資料5）

#### ① 経緯・現状

平成24年度に、自らの指導に不安や課題を感じている教員あるいは授業等の指導の向上を図る必要があると考えられる教員を対象とする研修として試行的に実施し、平成25年度からは、名称を「教員フォローアップ研修」として、年間12回程度の授業参観と面談による研修を所属校等で実施しています。

#### ② 事業内容

##### ア 学校訪問研修

- ・所属校を訪問し、授業参観、事後指導、面談を年間6回程度実施します。その際、事前に学習指導案の作成等についての指導をオンラインで行います。
- ・面談では、受講者に課題改善の取組状況等を聴きとり、助言します。

##### イ センター研修

県総合教育センターにおいて、学習指導・生徒指導及び児童生徒・保護者対応についての講義・演習、受講者同士の協議を通して学び合う研修を、夏季休業中に4回、冬季休業中に2回実施します。

### (2) スキルアップ研修

#### ① 経緯・現状

若い教員の不安や悩みの解決及び課題を改善するために、学習指導、学級経営、生徒指導等についての基本的な知識・技能を習得するための研修を令和4年度から実施しています。

② 事業内容

ア 対象

教職経験5年目までの第1ステージの教諭と臨時的任用講師

イ 研修内容

授業づくり、学級づくり、生徒指導、児童生徒・保護者との関係づくりについて

③ 令和6年度 スキルアップ研修講座

研修講座	実施日
学習指導の基本を学ぶ	6/6
学級づくりのポイントを学ぶ	6/21
モデル授業に学ぶ授業展開	7/30、8/2
子ども・保護者との関係づくりを学ぶ	7/30、8/7
授業づくりのための指導・支援を学ぶ	8/2、8/7
生徒指導の基本を学ぶ	10/23
年度初めの学級指導	2/17

## 令和6年度トップリーダーマネジメント研修 実施要項

## 1 目的

社会の激しい変化に伴い、学校は複雑かつ多様な課題に対応することが求められており、このような諸課題に対応するには、管理職のリーダーシップと組織マネジメント力により教職員が一体となって組織的に取り組む必要がある。

また、受講奨励において校長自らが喫緊の教育課題や最新の社会情勢等について自律的に学ぶことが求められる。

本研修は、経験2年目および3年目等の校長が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めることを目的とする。

## 2 主催

三重県教育委員会

## 3 対象者

次の条件に該当する者

- ・令和5年度および令和4年度新任校長研修対象者（経験2年目および3年目の校長）
- ・令和3年度以前の新任校長研修対象者のうち希望する者

## 4 研修概要

## (1) 受講講座数

対象者	留意事項	必須受講講座数
令和5年度新任校長研修対象者	原則として、(2)の4講座の中から令和6年度に2講座、令和7年度に1講座受講する。 ※単年度で全ての講座を受講することを可とする。	2年間で 3講座
令和4年度新任校長研修対象者	原則として、(2)の4講座の中から令和6年度に1講座受講する。 ※希望する全ての講座を受講することができる。	1年間で 1講座
令和3年度以前の新任校長研修対象者	希望する全ての講座を受講することができる。	—

※令和7年度は講座内容を変更する場合がある。

## (2) 日程と内容

回	実施日時	講座内容	会場
1	6月28日(金) 14:00~16:00	【集合】【スタッフマネジメント】 講義・演習 「教職員のセルフリーダーシップを高めるヒューマンリソース・マネジメント」 講師 早稲田大学 教授 河村 茂雄	県総合教育センター

2	8月27日(火) 10:00~12:00	【集合】【学校教育におけるウェルビーイング】 講義・演習 「VUCA の時代と向き合い乗り越えていく学校教育のあり方」 講師 東京大学公共政策大学院 教授 鈴木 寛	県総合教育センター
3	10月28日(月) 10:00~12:00	【集合】【インクルーシブ教育】 講義・演習 「共生社会の実現に向けたインクルーシブな学校づくり」 講師 昭和大学大学院保健医療学研究科 准教授 副島 賢和	県総合教育センター
4	12月5日(木) 10:00~12:00	【集合】【リスクマネジメント】 講義・演習 「スクール・コンプライアンスとリスクマネジメント」 講師 日本女子大学 教授 坂田 仰	県総合教育センター

※今後、日程と内容については、変更する可能性がある。

## 5 受講申し込み

研修担当（県総合教育センター）Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 02 管理職研修 → (N01) トップリーダーマネジメント研修」で当該研修講座を確認し、「受付中」をクリックして「講座申込み」フォームに必要事項を記入のうえ申し込む。

※研修担当（県総合教育センター）Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 14 研修申込みについて」を参照。

## 6 受講上の留意事項

- (1) 台風等の非常時における開催については、研修担当（県総合教育センター）Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) Information に掲載の「台風、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等非常時における研修講座の実施について」のとおりとする。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退をしなければならない場合、県教育委員会事務局研修企画・支援課（059-226-3428）に連絡する。
- (3) 上履き、名札（学校名、名前を記載したもの。各所属校で使用しているもので可）を持参する。
- (4) 研修費用の予算コード
  - ① 小学校・義務教育学校（前期課程）「1181-22」
  - ② 中学校・義務教育学校（後期課程）「1183-22」
  - ③ 高等学校「1186-07」
  - ④ 特別支援学校「0553-07」

## 生徒の英語力向上推進事業

### 1 経緯と現状

- (1) 平成 28 年度から平成 30 年度は、文部科学省の委託事業である「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」、令和元年度は、後継事業である「児童生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業」のうちの「英語教育改善プラン推進事業」を受託した。令和 2 年度は事業が中止となったが、令和 3 年度から令和 5 年度は、同じく後継事業である「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」のうち「英語教育改善プラン推進事業」を受託し、「三重県英語教育改善プラン」に基づき英語教育に携わる教員の英語力・実践的指導力向上のための研修を実施した。
- (2) 令和 6 年度は、「グローバル人材育成のための英語力向上事業」のうちの「生徒の英語力向上推進事業」を受託し、県内の英語教育の改善・充実をめざし、ICT を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組や他の自治体との連携及び教職員研修、他の自治体への視察等の取組を実施する。

### 2 事業内容

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要である。そこで、令和 6 年度は英語教育の改善に向けて、以下の 4 点に取り組む。

- (1) ICT を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）
  - ・英語力向上のための ICT 活用の効果検証（小学校）
  - ・言語活動の充実のための ICT 活用の取組（中学校）
  - ・取組の普及をめざす「自治体連携オンライン英語授業改善サポート研修」の実施（高等学校）
- (2) 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施
  - ①基礎研修  
文部科学省教科調査官等を講師として、児童生徒の英語力向上に向けた小・中・高をとおした系統的な指導の在り方について学ぶ。
  - ②専門性向上研修  
英語教育における授業づくり・ICT活用・指導と評価・Small Talk の実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ。
- (3) 県外の先進地域への視察及び情報収集
  - ①自治体連携アライアンス視察団  
アライアンス運営委員会に属する自治体を訪問し、効果的な研修講座の運営方法、または先進校視察を行い、各自治体の取組や実践例を共有し補完する。
  - ②持続可能な取組をめざすための先進地域視察団  
本県の課題の 1 つの 1 つである「指導と評価の一体化」に係る先進的な推進事

業を行った地域への視察・情報収集を行い、その結果を英語通信や指導主事事  
会で発信するとともに、本県の研修講座の内容や持続可能な取組の構築に反映  
させる。

(4) 教員・学校・市町等教育委員会等への情報発信と連携・支援

児童生徒の英語力向上につながる教員の指導力を高めるために、市町等教育委員  
会と連携して英語担当指導主事の学習会や出前研修を実施する。また、学習指導要  
領に基づく指導と評価や、ICTの活用方法、校内研修に役立つ情報等を、総合教  
育センターWeb ページやクラウドを活用し発信するとともに、英語通信「Mie  
English News」を市町等教育委員会を通じて各校に配布する。

## 令和6年度子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業 実施要項

## 1 目的

社会の急激な変化により将来の予測が困難な時代においては、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手として、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められる。

こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感を涵養することが重要である。

このことをふまえ、県内にモデル校をおいて、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを得られる主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりに向け、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を通じて、自己肯定感を涵養する授業づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を涵養をめざす。

## 2 事業の実施期間

令和6年度の1か年とする

## 3 事業の実施について

(1) 県内公立学校のモデル校7校（小学校3校、中学校2校、県立学校2校）における取組内容

## ① 自校の自己肯定感に関する状況を把握

全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）、学校アンケート等から捉える自校の児童生徒の自己肯定感の現状について把握する。

例) 児童生徒質問紙「自分には、よいところがあると思いますか」

学校アンケート「〇〇の授業内容は理解できていますか」等

## ② 取組の実践

各モデル校の取組に応じた講師を招聘し、子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくりにつなげるための校内研修等を実施する。

## ③ 研修成果を還元する報告会等への参加

5月：担当者会議

10月：中間報告（紙面報告）

2月：成果報告会（成果報告書を元に成果発表）

※中間報告書及び成果報告書の提出時期、様式等その他必要な事項については、県教育委員会から別途連絡する。

※令和7年度以降に、必要に応じて県内公立学校等へ取組の実施方法、成果等を環流する。



(2) 提出書類

モデル校は、以下の書類を市町等教育委員会を通じて県教育委員会に提出する。※県立学校は校長を通じて提出する。

- ①「実施計画書」【様式1】<令和6年5月21日(火)提出締切>
- ②「講師招聘に係る資料」【様式2】<研修実施日一ヶ月前をめどに提出>
- ③「完了報告書」【様式3】<令和7年2月20日(木)提出締切>

(3) 県教育委員会の取組

- ①効果的に本事業を実施するため、事務局担当者が、モデル校において本事業の実施に必要な情報を提供する。
- ②モデル校における自己肯定感を涵養する授業づくりを目的として実施する校内研修に係る経費を負担する。

<対象経費及び負担基準額>

事業名	負担上限額	
	基準額	対象経費
子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業	1校あたり 10万円まで (※1)	事業の実施に要する経費のうち 報償費、旅費、需用費(消耗品費等)等

(※1) 上限10万円には消費税等を含む

- ③モデル校が作成した成果報告書等を、総合教育センターWebページに掲載し県内に広く周知する。
- ④モデル校による成果報告会を実施し、市町等教育委員会及び県立学校に広く参加を求め、自己肯定感を涵養する授業づくりにつながる校内研修での取組における成果等の普及を図る。

## 令和 6 年度 新規採用者のスタート支援事業について

## 1 目的

研修を通じて、新規採用者（教諭、新規採用養護教諭、新規採用栄養教諭、新規採用小中学校事務職員、新規採用実習助手）の業務に係る悩みや不安を軽減し、新規採用者の自己肯定感の涵養につなげます。

## 2 現状と課題

- ・メンタルヘルスの不調から離職する初任者（令和 3 年度 1 人、令和 4 年度 6 人、令和 5 年度 3 月 1 日時点で 4 人）の存在が課題となっています。
- ・社会人としてのマナー、児童生徒、保護者及び同僚等とのコミュニケーションにおいて、課題のある新規採用者がいます。 参考 1
- ・採用試験の倍率が低下する中、新規採用者を対象とした研修においては、基礎的・基本的な内容を重視する必要があります。
- ・令和 5 年度初任者研修受講者の悩みとして、上位に上がったのは、学習指導、学級経営、生徒指導でした。 参考 2

## 3 今後の取組

## (1) 動画教材の作成

新規採用者の課題に焦点を当てた動画教材を 5 本作成し、それらを活用した採用前研修を実施します。教材は初任者研修指導教員等にも提供して、校内研修における OJT の質を高めます。 参考 3

## (2) 研修等実施に関わって

初任者研修、各種新規採用者研修（養護教諭、栄養教諭、小中学校事務職員、幼稚園教諭等）においては、受講者同士で悩みや不安を共有する場面を多く設け、新規採用者の自己肯定感の涵養につながるよう支援します。

特に、令和 6 年度初任者研修においては、以下の点に取り組みます。

- ① 校外研修の運営上の工夫：悩みの共有、自身の成長の確認
- ② 初任者交流会：年 3 回、任意参加
- ③ 初任者のモニタリング：継続的なアンケート調査等
- ④ 指導教員への働きかけ：③の内容等を必要に応じて提供

## (3) 経験者研修、管理職研修での発信

中堅教諭等資質向上研修、教職 6 年次研修、管理職研修等において、新規採用者をはじめとする若手教員への支援の必要性について啓発を行い、各職場における同僚性の向上につなげていきます。

参考1 令和5年度初任者研修 校内・校外研修アンケート（8月実施）より

回答者：302名

○「職務に関わって悩みや疑問が生じた時、周囲に相談していますか」

項目	%
たいてい相談している	77%
どうしても相談しなければならないことだけ相談している	20%
あまり相談していない	3%
相談していない	1%未満

参考2 同アンケートより

回答者：302名

○「これまでに、どのような疑問や悩みがありましたか」（複数回答可）

悩みの内容	%	順位	関連するテーマ
学習指導	74%	1	学習指導
学級経営	46%	2	学級経営
生徒指導	46%	2	学級経営
特別な配慮がいる児童生徒 について	45%	4	※
ICTや情報・教育データの 利活用	38%	5	※
保護者への対応	36%	6	マナーとコミュニケーション
児童生徒との人間関係	34%	7	マナーとコミュニケーション
人権教育	21%	8	人権
外国人児童生徒教育	11%	9	
防災教育	3%	10	

※初任者研修では、ICTは第8回校外研修で、特別支援教育は第13回校外研修（自身のニーズに合わせて講座を選択）で位置づけられている。この2つは、初任者の置かれている状況によって困り感の内容が大きく異なるため、一律に配信する動画教材のテーマからは除外した。

### 参考3 動画教材の内容

#### ①メンタルヘルス

メンタルヘルスについて、セルフチェックやセルフケアの方法等を学び、メンタル不調による離職の予防等につなげます。

講師：臨床心理士 前川 知奈美

#### ②マナーとコミュニケーション

社会人としてのコミュニケーションの基本を学び、児童生徒、保護者、及び同僚等とのコミュニケーションの向上につなげます。

講師：株式会社 Will Staff 講師

#### ③人権

自身の人権に対する意識をふりかえるとともに、人権教育を推進する教職員としての基本的な姿勢について学びます。

講師：大阪教育大学 名誉教授 森 実

#### ④学習指導

授業づくりの基礎・基本について学びます。

講師：三重大学 教授 岡野 昇

#### ⑤学級経営

児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒同士をつないでいく学級づくりの基礎について学びます。

講師：上越教育大学 教授 赤坂真二

※①～③は養護教諭、栄養教諭、小中学校事務職員等も視聴する。

## 令和6年度教員フォローアップ研修（第2期）実施要項

## 1 目的

自らの指導に不安や課題を感じている教員あるいは授業等の指導の向上を図る必要があると考えられる教員に対し、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直すとともに、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施することで、教員としての素養や資質・能力の向上を図る。

## 2 対象者

自らの指導に不安や課題を感じている教員あるいは授業等の指導の向上を図る必要があると考えられる教員

## 3 研修期間

1年間

## 4 研修内容

	学校訪問研修	センター研修
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長との面談</li> <li>・授業参観、事後指導</li> <li>・受講者との面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導、生徒指導、児童生徒対応、保護者対応等に関する講義・演習</li> <li>・模擬授業、事後指導</li> <li>・受講者との面談 等</li> </ul>
場所	所属校	県総合教育センター
方法	訪問	集合
回数	年間6回程度 1学期に2回程度 2、3学期に4回程度	年間6回（1日開催） 夏季休業中 7月23日（火）、25日（木）、 8月22日（木）、23日（金） 冬季休業中 12月25日（水）、26日（木）
その他	学習指導案の作成等に対する事前指導をオンラインで行う。 必要に応じて個々の課題に応じた訪問支援を適宜行う。	

## 【備考】

- ・指導、支援について連携を図るため、適宜、校長及び市町等教育委員会と情報共有を行う。
- ・本研修にかかる旅費は、県が負担する。

## 5 受講者の報告について

- ・ 県立学校は、当該校長から研修企画・支援課長へ第1号様式にて報告する。
- ・ 小中学校等は、当該市町等教育委員会、市町教育支援・人事監を通じて、研修企画・支援課長へ第2号様式にて報告する。
- ・ 報告にあたっては、受講者本人の意向、認識をふまえること。
- ・ 期限は、令和6年5月31日（金）とする。

## 6 受講者の決定について

- ・ 県立学校は、研修企画・支援課長から当該校長へ通知する。
- ・ 小中学校等は、研修企画・支援課長から当該市町等教育委員会を通じて、当該校長へ通知する。
- ・ 通知は、令和6年6月上旬に行う。

## 7 その他

- ・ 当該校における受講者の状況を把握するため、令和6年6月中旬に研修担当が学校を訪問し、授業参観や面談を行う。

## 20 公立小中学校施設における防災機能強化について

### 1 学校施設の耐震化の推進及び防災機能の強化

学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進及び防災機能の強化が喫緊の課題です。

### 2 県内公立小中学校の耐震化の状況（文部科学省「耐震改修状況調査」から） （令和5年4月1日現在）

#### (1) 建物構造体の耐震化

平成28年度に完了

#### (2) 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策

令和3年度に完了

#### (3) 吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

耐震点検率 80.7% 耐震対策率 45.6% 〈学校単位〉

#### 《非構造部材の耐震点検・耐震対策》

近年の大地震では、天井材の落下・窓ガラスの破損などの非構造部材の損傷等により学校施設が避難所として使用できない事態が発生し、非構造部材の耐震点検・耐震対策の実施の必要性が改めて指摘されていますが、本県の耐震点検率は80.7%（全国97.3%）、耐震対策率は45.6%（全国67.3%）にとどまっています。

### 3 県内公立小中学校のバリアフリー化の状況

（文部科学省「バリアフリー化に関する実態調査」から）

（令和4年9月1日現在）

対 象		現状値 (県)	現状値 (全国)	令和7年度末までの 国の整備目標	
バリアフリー トイレ	校舎	81.6%	70.4%	避難所に指定されている 全ての学校(※2)に整備	
	屋内運動場	44.7%	41.9%		
ス ロ ー プ	門から建物の 前まで	校舎	89.0%	全ての学校に整備	
		屋内運動場	86.1%		77.9%
	昇降口等から 教室等まで	校舎	78.5%		61.1%
		屋内運動場	75.6%		62.1%
エレベーター(※1)	校舎	32.9%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する 全ての学校(※3)に整備	
	屋内運動場	62.7%	70.5%		

※1 1階建ての建物のみ保有する学校を含む。

※2 総学校数の校舎約93%、屋内運動場約98%に相当

※3 総学校数の校舎約41%、屋内運動場約76%に相当

#### 4 文部科学省への県からの要望（令和5年度秋）

令和5年11月に、令和6年度国の予算編成等に際し、学校施設の安全確保対策、防災機能強化の推進と財源確保を求めるため、文部科学省に対して以下の要望を行いました。

- (1) 公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が長寿命化計画に基づく老朽化対策を円滑に進めるため、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。また、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- (2) 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリースイールの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- (3) 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し、早期に事業採択を行うとともに、公立学校施設整備費負担金について、2か年を超える国の債務負担の設定を可能にすること。また、高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画的に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- (4) 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、熱中症対策に必要な空調整備やバリアフリー化改修をはじめとする全ての事業メニューにおいて、高等学校も対象に加えること。
- (5) 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。

#### 5 今後の取組

##### (1) 非構造部材の耐震対策

非構造部材の耐震点検・耐震対策に、引き続き積極的に取り組まれるとともに、対策未了の施設の利用に当たっては、発災時の非構造部材の落下等のリスクを認識した対応をお願いします。

なお、文部科学省の調査において耐震点検率が大きく下回っている市町（特に点検率が0%の市町）につきましては、学校施設の維持管理に係る専門的な点検（建築基準法第12条に基づくもの、又



は同等程度のもの。)や消防法に基づく点検に加え、非構造部材の耐震点検についても、適切に実施していただくようお願いします。

対策が完了していない市町におかれては、文部科学省の財政支援制度を積極的に活用して、耐震化完了に向けた取組をより早急に進めていただくとともに、児童生徒等の安全確保や保護者を含む地域住民への説明責任を尽くしていただくようお願いします。

(学校施設環境改善交付金(防災機能強化事業):令和5年度は5市町の14事業に交付決定)

## (2) バリアフリー化の一層の推進

令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準(バリアフリー基準)の適合義務の対象となる特別特定建築物として公立小中学校が新たに位置づけられ、また既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることになりました。

文部科学省においては、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めるとともに、公立学校施設のバリアフリー化の加速に向けて、当該改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げています。また、総務省においては、緊急防災・減災事業債が令和7年度まで延長され、指定避難所となっている学校施設のバリアフリー化の整備に対して同事業債の活用を可能としています。

つきましては、文部科学省から令和4年12月26日に発出されている「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」を踏まえ、国の財政支援を活用しながらバリアフリー化を加速するようお願いします。

(学校施設環境改善交付金(バリアフリー化等施設整備):令和5年度は6市の20事業に交付決定)

## (3) 体育館等への空調設備の整備

夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な体育館等への空調設備の整備について、県内公立小中学校の設置率は令和4年9月1日現在で3.6%(全国11.9%)にとどまっています。

文部科学省においては、屋内運動場への空調設備の新設について、断熱性の確保を前提に、令和5年度から、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である令和7年度までの間、国庫補助率を1/3から1/2に引き上げています。また、指定避難所となる学校体育館等への空調設備の導入については、緊急防災・減災事業債の活用も可能となっています。

つきましては、文部科学省から令和5年9月15日に発出されている「公立学校施設における空調整備の整備及び断熱性確保について」を踏まえ、検討いただくようお願いします。

## 2 1 教職員の健康管理について

### 1 労働安全衛生体制の確立

教職員の労働安全衛生を守っていくことは、事業者である市町等教育委員会と学校の安全衛生管理の責任者である校長の責務であり、教育の維持・発展に欠かせない要素の一つです。このため、労働安全衛生法や学校保健安全法等には、様々なことが定められています。

年度の初めに当たり、教職員の健康管理が法令に則って適切に行われているか、今一度ご確認いただき、不備な点があれば、至急改善していただくようお願いいたします。

#### (1) 健康診断の確実な実施と、その実態の把握

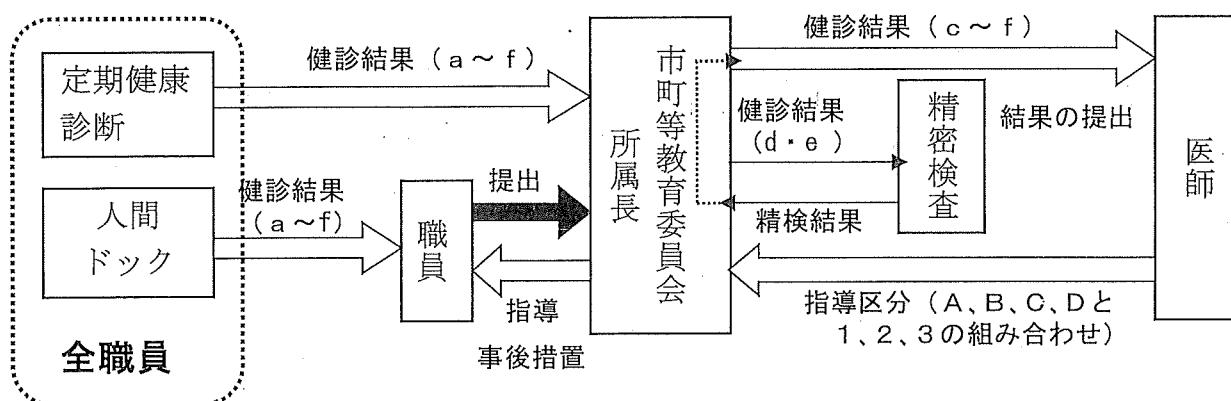
健康診断は、労働安全衛生法及び学校保健安全法において、事業者の実施義務と労働者の受診義務が定められており、労働安全衛生に係る法律には、罰則を伴う強い義務が課せられています。健康診断（人間ドックでの代用を含む）が職員に100%実施され、必要な職員が二次検診（精密検査）を受診し、事後措置についても確実に行われる体制が整っているかご確認いただくとともに、未整備の場合は速やかに整備していただくようお願いいたします。

また、健康診断実施後は、結果を5年間保存していかなければなりません。

人間ドックを健康診断の代用とされている市町については、個人に送付された人間ドックの健診結果を所属長に提出させた上で、指導区分の決定等の事後措置につなげるとともに、記録を5年間保存していく必要があります。

市町等教育委員会では、所管する各学校の健康診断の受診状況等を確実に把握するようにしてください。

#### (例) 健康診断の流れ



※ 健診結果のa～fは健診機関によって異なります。県立学校の健康診断の場合は、aとbについては健康者として指導区分をつける必要がないと定めています。

a：異常なし b：要経過観察 c：要指導 d：要精密検査 e：要医療 f：治療中

## (2) 指導区分の決定体制の整備

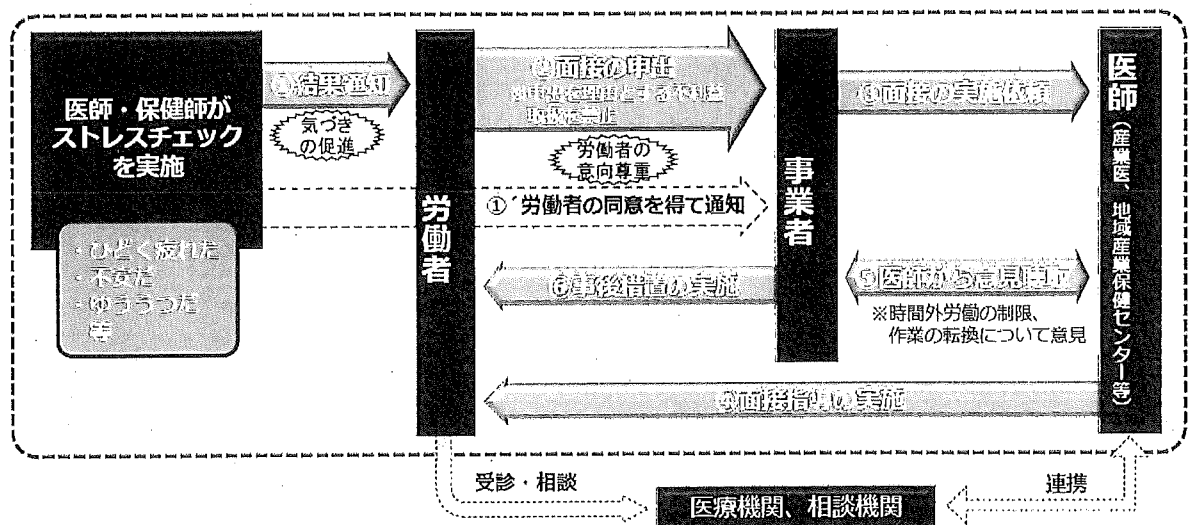
健康診断で健康に異常があると認められた職員については、医師が検査の結果を総合しその職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、生活規正の面と医療の面の区分を組み合わせた指導区分を決定するよう定められており、事業主である市町が責任をもって実施する必要があります。

指導区分の決定は、職員の職務内容及び勤務の強度を把握している医師と事業主が行うものであることをご理解いただきまして、健診結果に異常があると認められたすべての職員に指導区分を決定する体制を整備していただいているところです。指導区分決定が円滑に行われるようお願いします。

## (3) ストレスチェック体制の整備

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）によって、常時雇用する職員が50人以上の事業場においては、ストレスチェックを実施することが義務付けられており、また、文部科学省からの通知により、規模にかかわらずすべての学校での実施が求められています。令和5年度は、すべての学校で実施していただきました。今後もストレスチェックの継続をお願いするとともに、集団分析結果を活用し、職場環境の改善に努めていただきますようお願いいたします。

### ○ストレスチェックの流れ



## (4) 安全衛生委員会の活用

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に安全衛生委員会の設置が義務づけられていますが、三重県教育委員会では、学校の規模にかかわらず、教職員が等しく安心かつ安全に働ける職場づくりを進めていくため、すべての学校に安全衛生委員会を設置し運営していただくようお願いしてきました。現在すべての学校で設置されています。

学校の安全衛生委員会は、教職員の労働安全対策にかかる重要な組織であることから、今後とも、定期的に開催し、各校の実態を踏まえた時間外労働の削減策や、過重労働の健康リスク等について話し合うことにより、教職員の健康意識を高め、具体的な改善につなげていくようお願いします。

また、教職員を対象とした、市町安全衛生委員会についても、すべての市町で設置していただいておりますが、定期的開催して、安全衛生対策についてご検討いただきますようお願いいたします。

## 2 過重労働対策

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外労働時間削減の取組をさらに推進するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められている月80時間超の時間外労働対象者に対する医師の面接を確実に実施していく必要があります。（平成31年4月の労働安全衛生法等の改正により医師の面接の対象が月100時間超の時間外労働対象者から変更。）

産業医の選任は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して義務づけられているところですが、平成20年度より、過重労働該当者が希望した場合に医師による面接指導を実施することができる体制の整備が、すべての学校において義務化されています。（学校医等でも可）

また労働安全衛生法等の改正を受け、国においては月100時間以上及び2～6ヶ月平均80時間の時間外労働者に対し、職員の希望の有無にかかわらず、医師による面接を実施することになり、地方公務員においても同様の対応を求められていることから、県立学校もこれに準じて実施することとしています。市町においても対応を進めていただくようお願いいたします。校長による面接を確実に実施させるとともに、医師による面接が、円滑に受けられるような環境をつくることにより、過重労働による健康リスクの低減に努めていただくようお願いいたします。

## 3 学校における受動喫煙対策について

県立学校については、平成15年5月の健康増進法の施行を受けて、平成16年4月から、全ての学校で敷地内全面禁煙を実施しています。

公立小中学校についても、事業者である市町等教育委員会の判断で敷地内全面禁煙や建物内禁煙になっています。

学校における受動喫煙対策は、これまでも厚生労働省通知（※）において、敷地内全面禁煙への取組をお願いしてきたところですが、令和元年7月より、改正健康増進法の施行を受けて、学校を含む第一種施設は敷地内禁煙が原則となったことをうけ、県内すべての小中学校においても敷地内全面禁煙が実施されています。

（※）平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」

#### 4 メンタルヘルス対策

##### (1) メンタルヘルス相談

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和3年度の0.56%（在職者数14,504人のうち81人）に対し、令和4年度は0.66%（在職者数14,425人のうち95人）であり、全国状況と同様増加しましたが、令和3年度に引き続き全国平均は下回っている状況です。

現状として、全国平均は下回っている状況ではあるものの、メンタルヘルス不調により休職する職員が令和2年度以降増加する傾向であります。

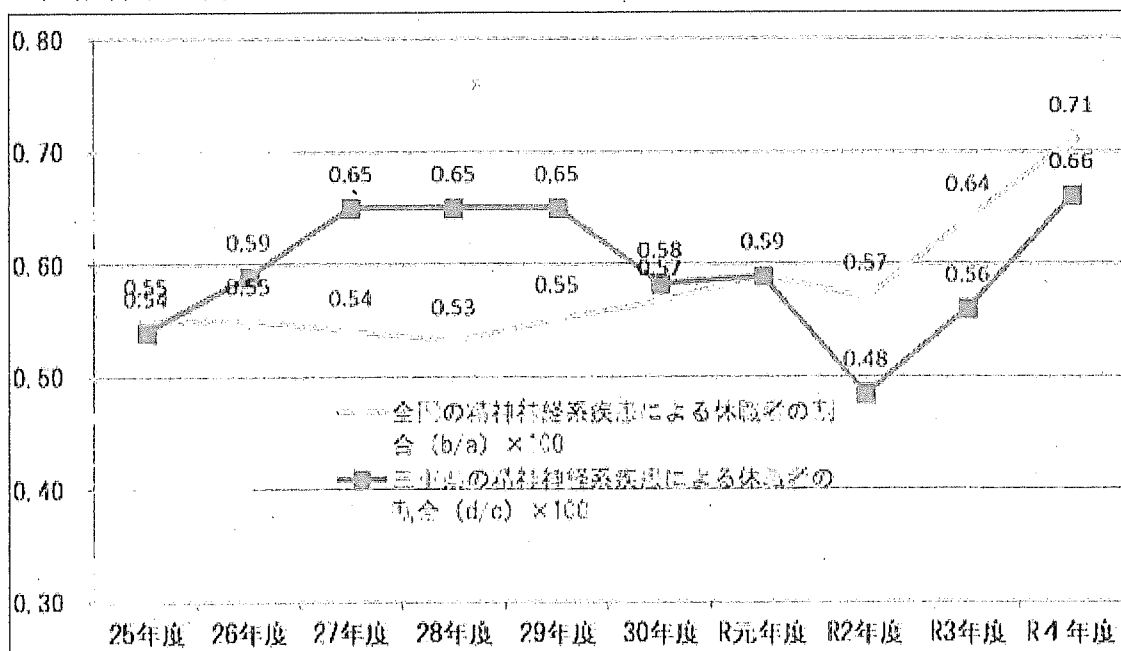
休職者の背景として、新規採用者や異動後1～2年目が多い、過去に休暇や休職の取得歴がある者が復職後に再発するケースが多いなどといった状況が見受けられます。

そのような状況のなか、メンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援及び再発防止の各段階での取組を推進しているところです。

精神神経系疾患の予防や早期対応のため、教職員にメンタル不調の心配がある場合に職員自身等を対象とした相談事業及び所属長を対象とした相談事業を行っています。また、メンタルヘルス不調者が利用できる事業や制度などを管理職が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」もありますので、あわせてご活用いただきますようお願いいたします。

特に、新規採用職員や異動して1年目の職員にメンタル不調になる職員が多くみられることから、所管する学校が、慣れない職場で疲れが出やすい4月～7月頃に声をかけていただくなど、所属職員の状況を、健康診断、過重労働の状況も含め、しっかりと把握し、職場全体で支援できる体制づくりをさせていただきますようお願いいたします。

在職者数に占める精神神経系疾患休職者数の割合（単位：％）



三重県の精神神経系 疾患による休職者数 (d)の内訳		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	小中		56	67	76	81	77	70	73	51	59
県立		28	23	23	18	22	17	14	20	22	24

### メンタルヘルス相談事業

メンタルヘルスカウンセリング	
相談担当	臨床心理士
相談場所	学校、県庁舎等へ派遣
相談日	随時
相談対象	公立学校教職員、県教委事務局職員
服 務	特別休暇（匿名の場合は年休）

メンタルヘルスカンファレンス	
相談担当	精神科医
相談場所	吉田山会館等
相談日	原則第4木曜日
相談対象	所属長

### (2) リワーク支援専門員派遣事業

平成27年度より、復職支援制度の一環として、「リワーク支援専門員派遣事業」を行っており、令和元年度からは病気休暇者も対象としています。令和4年度より、回復状況により特に必要と認めた休職者については派遣期間を1年から2年まで延長可能とし、休暇者についても復帰後1年まで延長できるよう制度を拡充しています。

職場復帰訓練中から復職後概ね1年間（必要時は最大2年間）、臨床心理士が復職者に対して認知行動療法を取り入れた面談をして、ストレスに対応するトレーニングを行っていきます。また、所属長とも面談し、復職者の状況の報告や支援方法等にかかる助言を行っていきます。

所属長が主治医の指導の下、該当職員と協議の上で職場復帰訓練計画を作成する際には、計画の中にリワーク支援を組み入れていただくとともに、復職後も継続してご活用いただきますようお願いいたします。

### (3) ニューフェイス交流会促進事業

不調になるリスクの高い初任者や異動して一年目の職員を対象に、孤立化を防ぎメンタルヘルス不調を予防する目的の交流会を各学校において開催でき

るよう、資料や交流会の実施例を作成し提供しますのでご活用ください。実施時期としては、4月から6月頃が望ましいですが、年間を通し利用いただけます。ぜひご活用ください。

## 5 健康情報等取扱規程の整備について

労働安全衛生法第104条第2項に関し、厚生労働省から「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日）が示されました。この指針の中で、事業者は当該事業所における健康情報等の適正な取扱いのため、労使の協議により取扱規程を定め、労働者に周知することが求められています。市町等教育委員会においても、公立小中学校の健康情報等取扱規程の制定と教職員への周知をお願いします。

## 2 2 特別支援教育の推進について

特別支援教育課

特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場で、安全・安心に早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、特別支援教育を推進します。

### 1 特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な状況と同様に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化が進んでいます。特別な支援を必要とする子どもたちは、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じて、「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」で学んでいます。

○特別支援学級等の学級・教室、児童生徒数（5月1日現在）（単位：学級・教室、人）

		R1		R2		R3		R4		R5	
		学級・ 教室数	児童 生徒数	学級・ 教室数	児童 生徒数	学級・ 教室数	児童 生徒数	学級・ 教室数	児童 生徒数	学級・ 教室数	児童 生徒数
通級による指導	小学校	65	878	72	896	80	1,006	85	988	90	1,066
	中学校	9	87	14	126	16	178	18	195	21	235
	合計	74	965	86	1,022	96	1,184	103	1,183	111	1,301
特別支援学級	小学校	849	3,805	867	3,996	885	4,074	898	4,181	916	4,367
	中学校	295	1,284	310	1,378	342	1,521	366	1,673	384	1,751
	合計	1,144	5,089	1,177	5,374	1,227	5,595	1,264	5,854	1,300	6,118

（三重県教育委員会調べ）

○県立特別支援学校 18校の児童生徒数（5月1日現在）

（単位：人）

R1	R2	R3	R4	R5
1,711	1,773	1,801	1,785	1,828

（三重県教育委員会調べ）

### 2 早期からの一貫した教育支援について

#### (1) 個別の教育支援計画等の作成

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶすべての子どもに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が作成されています。

今後は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちについても、適切な指導と必要な支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成をさらに進めることが必要です。県教育委員会では、市町等教育委員会が開催する研修会等において、個別の教育支援計画の作成や活用方法等について指導・助言するとともに、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校からの要請に応じて作成を支援します。



	R2	R3	R4	R5
公立小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画	支援計画	支援計画	支援計画
	小学校 97.4%	小学校 98.3%	小学校 98.3%	小学校 98.0%
	中学校 98.7%	中学校 96.7%	中学校 98.7%	中学校 100%
	指導計画	指導計画	指導計画	指導計画
	小学校 98.3%	小学校 99.7%	小学校 100%	小学校 100%
	中学校 98.7%	中学校 97.4%	中学校 99.3%	中学校 100%

(三重県教育委員会調べ)

## (2) パーソナルファイル（市町独自様式を含む）の活用

県教育委員会では、特別な支援を必要とする子どもへの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイルの活用を促進しており、小中学校の特別支援学級に在籍する子どもや、通級による指導を受けている子どもについては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」だけでなく、パーソナルファイルも、全員が所有・活用するよう取組を進めています。引き続き、切れ目ない支援による自立と社会参画に向けて、パーソナルファイルの積極的な活用をお願いします。本人・保護者にパーソナルファイルの有効性や活用方法を改めて周知するため、令和5年3月にリーフレットを作成しましたのでご活用ください。(資料1参照)

	R2	R3	R4	R5
公立小中学校の特別支援学級において、パーソナルファイルを活用している小中学校の割合	99.2%	99.2%	100%	100%

(三重県教育委員会調べ)

## (3) 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

特別な支援を必要とする生徒への切れ目ない支援を継続するため、「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項」に基づいた支援情報の引継ぎを促進しています。各校で作成された個別の教育支援計画、個別の指導計画、パーソナルファイル等が有効に活用され、引継ぎ数は年々増加しています。(令和5年度末の引継ぎは、各市町等教育委員会と各県立高等学校に実施要項等を送付済)(資料2参照)

支援情報の引継ぎ		H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末
	全日制	96	100	126	132	155	180	181
	定時制	32	34	44	47	55	82	81
合計	128	134	170	179	210	262	262	

(三重県教育委員会調べ)

## (4) 教員の専門性の向上

発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、小中学校および高等学校の通級による指導担当教員の他、市町等教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校や特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、発達障がい支援に係る研修講座を開催します。各市町の指導主事や通級による指

導担当候補者にも受講についてご案内ください。(資料3参照)

#### (5) 特別支援学校のセンター的機能の活用

小中学校は、指導方法の相談、個別の教育支援計画等の作成、就学や転学の相談、発達障がいに係る教育相談、関係機関の紹介など特別な支援を必要とする子どもへの指導・支援について、特別支援学校のセンター的機能を活用することができます。

また、かがやき特別支援学校あすなろ分校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校への発達障がい支援に係る相談・助言等を行っています。

#### (6) 発達障がい支援メンターの活用

県全体の発達障がい支援に係る体制を整備するため、各地域において指導的な立場となる教員(以下、「発達障がい支援メンター」という。)を養成する研修講座を開催しています。

第1期 14名(令和2年から令和3年 全30講座を修了)

第2期 15名(令和4年から令和5年 全30講座を修了)

研修講座を修了した発達障がい支援メンターは、本講座で得た知識、受講者同士のネットワーク等を生かし、今後、市町において発達障がい支援の指導的な立場で、経験の浅い教員等からの相談に応じ、助言します。

(資料4参照)

### 3 高等学校における通級による指導について

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校における通級による指導が実施できるようになり、本県においても伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校の3校で自校通級が行われています。令和6年度からは、新たに紀南高等学校において通級による指導を開始します。

通級による指導では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒を対象として、生徒のコミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めるなど、社会に出て必要とされるスキルを習得しています。

特別な支援を必要とする生徒は、全ての高等学校に在籍している可能性があると考えられることから、各学校のニーズや地域のバランスなどを考慮しながら、実施校の拡大に向けて検討を進めます。

### 4 交流及び共同学習について

交流及び共同学習は、特別支援学校の子どもと小中学校等の子どもが同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。特別支援学校では、「交流及び共同学習ガイドライン」(県教育委員会作成)に基づき、地域や学校の状況に応じた取組を進めています。

交流及び共同学習の実施にあたっては、小中学校等と特別支援学校の両校が、実施の内容や方法について事前に十分検討したうえで、継続して取り組むことができるようご理解とご協力をお願いします。(資料5参照)

## ○副次的な籍について

交流及び共同学習を円滑に進めるための仕組みとして、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、正規の学籍は特別支援学校に置いたうえで居住地の小中学校にも副次的な籍を置く取組があります。具体的には、小中学校の名簿などに特別支援学校の児童生徒の名前を掲載したり、教室に座席を設けたりすることにより、小中学校の児童生徒が特別支援学校の児童生徒をより身近に感じ、同じ地域に住む仲間として関係性を深めることなどが期待できます。本県では、一部の市町において取組をはじめていただいております。引き続き、市町等教育委員会の就学支援担当者が出席する会議において、副次的な籍の趣旨や目的を説明して理解啓発を図るとともに、導入に向けて各市町の担当者と協議を進めます。

## 5 特別支援学校の整備について

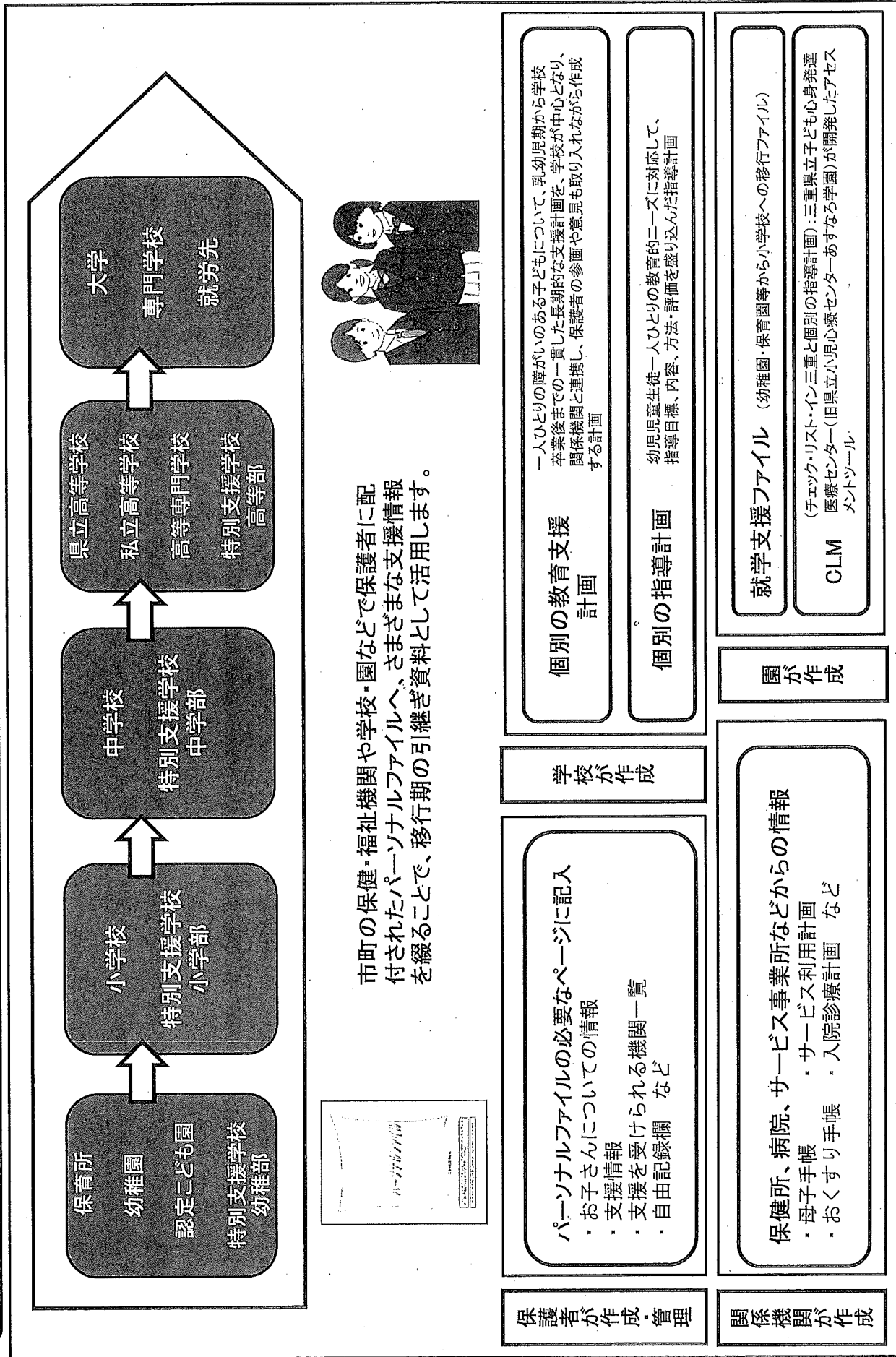
盲学校および聾学校については、施設の老朽化等に対応するため、両校を津市城山の旧県立小児心療センターあすなる学園および旧県立草の実りハビリテーションセンターの跡地に整備する予定です。両校の整備にあわせて、県内の寄宿舍機能を集約した統合寄宿舍を城山特別支援学校隣地に新築し、令和6年4月から、使用しています。

松阪・南勢地域の特別支援学校については、玉城わかば学園の児童生徒の増加に伴い、平成30年4月に松阪あゆみ特別支援学校を開校しましたが、児童生徒の増加が続いています。また、度会特別支援学校については、通学区域が広範囲であるため、居住地に近い特別支援学校への通学を可能とすることを検討する必要があります。

そこで、松阪・南勢地域の特別支援学校の通学区域および対象とする障がい種別を見直し、松阪あゆみ特別支援学校および玉城わかば学園に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、双方の専門的な指導を行えるようにしていく予定です。

# 早期からの切れ目ない支援による自立と社会参画の実現

～パーソナルファイル(市町独自様式も含む)を活用した他機関への引継ぎ関係図～



しえん わ ひろ しょうらい  
 ~支援の輪を広げ、将来につなぐ~  
 パーソナルファイルを作りますか？

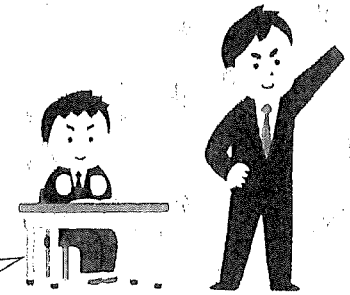
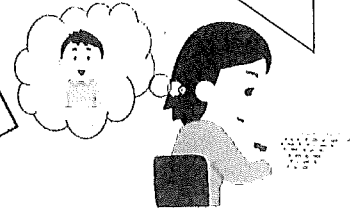
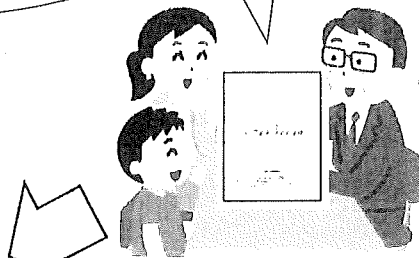
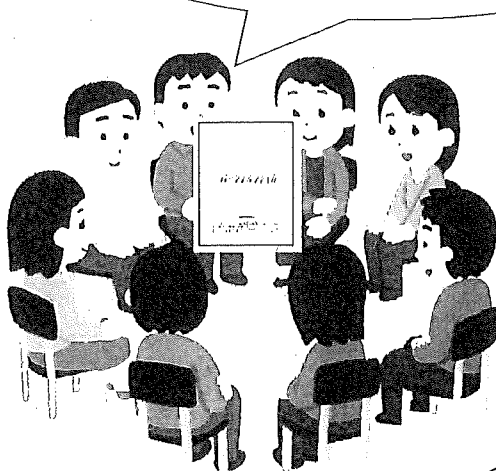
パーソナルファイルは、お子さんの支援に必要な情報を一冊にまとめて、関係機関等に引き継ぐためのファイルです。

たんじん が 担任が代わったとき

つたわります！

そうだんきかん ふくし じぎょうしょじょう  
 相談機関や福祉サービス事業所等に

つながります！



しんがくさき しゅうろうさき  
 進学先・就労先に

ひきつぎます！

あんない  
 パーソナルファイルのご案内

~お子さんを支える3つの効果~

つたわります！

パーソナルファイルは、お子さんの状態や支援のポイント、成長したことなどが一冊にまとまっているので、伝わりやすくなります。

- うまく話せなくても、整理することで情報がスムーズに伝わります。
- 相談や懇談のたびに同じ話を繰り返す必要がなくなります。

つながります！

ふくしとうかんけい きかん じょうほうきょうゆう れんけい かつよう  
 福祉等関係機関との情報共有や連携に活用できます。

- 手帳の取得・更新や年金の申請、福祉サービス利用の際に役に立ちます。
- 通院履歴や療育履歴を、今後の支援のために活用することができます。

ひきつぎます！

これまでの支援の内容を進学先・就労先に引き継ぐことができます。

- 学校がかわっても、お子さんの情報や支援の記録が共有できます。
- 進学・就労の際に、合理的配慮を求めるときにも役立ちます。
- 引き継ぐ内容は、保護者の同意をもとに決定します。

## パーソナルファイルの主な内容

- 1
  - ・ **基本情報、プロフィール（誕生～3歳）、発達の様子**
  - ・ 名前、住所等の基本情報や発達の様子を記入しましょう。
- 2
  - ・ **マイページ【幼児期】【就学後】 その他お子さんについての情報**
  - ・ お子さんの好きなこと・得意なこと、苦手なこと、その他の情報を必要に応じて記入しましょう。
- 3
  - ・ **支援等の記録**
  - ・ 各種相談・検査等の記録、医療に関する記録などを書きこんだり、資料をはさみこんだりしましょう。
- 4
  - ・ **進路相談の記録、職場実習の記録**
  - ・ 進路相談や学校見学、職場実習を行った場合に記入しましょう。
- 5
  - ・ **関係機関が作成した情報の縦じ込み**
  - ・ 学校が作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談機関等が作成した発達検査の記録、処方箋（お薬手帳）、母子健康手帳、福祉サービスの利用計画等をとじこみましょう。
- 6
  - ・ **支援を受けられる機関**
  - ・ 県内の相談を受けられる機関の連絡先です。必要に応じて活用してください。

### パーソナルファイルの作成・活用上の留意点

- ・ パーソナルファイルの作成に当たっては、医療や福祉サービスの担当者、幼稚園・保育所、学校等に相談したり、記入を依頼したりすることができます。
- ・ すべてのページを記載する必要はありません。「不必要」「知られたくない」と思われる部分は記入していただくだけでも大丈夫です。
- ・ パーソナルファイルには、お子さんの大切な情報が盛り込まれています。保護者が大切に管理してください。

**パーソナルファイルは、いつからでも使い始めることができます。**  
**学校での懇談や関係機関の相談などに持っていきましょう！**

（「はじめまして」のタイミングがおすすめです。）



○パーソナルファイルは、学校や市町等教育委員会等を通じてお渡ししています。

○三重県教育委員会のホームページから、ダウンロードすることもできます。  
 (<http://www.pref.mie.lg.jp/SHIENKYO/HP/39762033913.htm>)



○独自の支援ツールが用意されている市町もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

三重県教育委員会事務局特別支援教育課 〒514-8570 三重県津市広明町1 3 番地  
 TEL 059-224-2961 FAX 059-224-3023 Email shienkyo@pref.mie.lg.jp

現状と課題

県立高等学校における発達障がい  
の可能性がある生徒の在籍率は  
1.4% (全学年で602人)  
(平成25年10月 県教委調べ)

出身中学校からの「個別の教育支援  
計画」「個別の指導計画」の引継ぎ、  
保護者からの「パーソナルファイル」  
の引継ぎの体制構築が必要

確実な引継ぎ

目指す姿

<生徒>  
切れ目ない支援を受けることができる  
<高等学校>  
円滑に支援を行うことができる

【引継ぎの対象】 中学校の校内委員会において支援が必要と判断されており、  
かつ引継ぎについて保護者の同意が得られている生徒

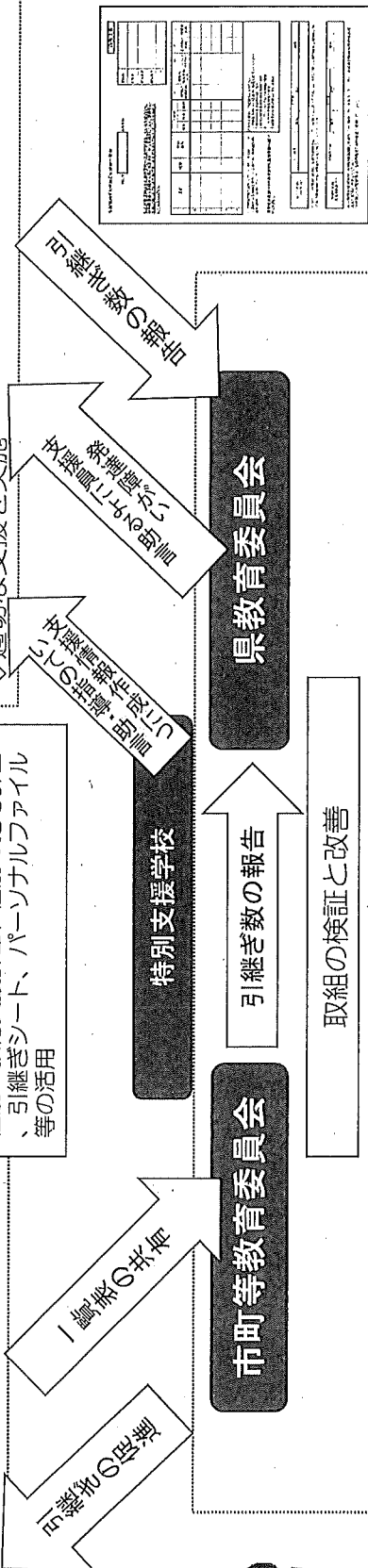


- ◇校内委員会での検討、確認
- ◇一覧表を作成
- ◇引継ぎについて、保護者の同意を得る
- ◇校長の委任を受けた教員が高校へ手交

中高間での連携

個別の教育支援計画、個別の指導計画  
、引継ぎシート、パーソナルファイル  
等の活用

- ◇管理職（校長、教頭）または特別支援教育コーディネーターが受領
- ◇指導・支援にかかわる教職員間で情報を活用
- ◇適切な支援を実施



個人情報の取扱い  
根拠となる規定

- ・県立高等学校: 三重県個人情報保護条例
- ・市町立中学校: 市町で定めている個人情報の保護に関する条例
- ・地方公務員法第34条 (秘密を守る義務)

学校間で生徒の個人情報提供・取得を行うために、根拠となる規定(条例等)を確認し、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが大切です。また、指導・支援を行う上で知り得た情報に関しては、守秘義務の徹底が必要です。

国事業「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒の増加と障がいの状況が多様化している

- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められている
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員の専門性の向上など、適切な指導と必要な支援を行うことができる支援体制の整備の必要性がある

背景

- ・経験の浅い教員の指導・支援に係る専門性の向上を図る
- ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員へのサポート体制の構築を図る
- ・特別支援学校の地域支援コーディネーターと小中等学校通級指導担当教員が連携した支援体制の整備を進める

目的

発達障がい専門研修【4講座】※通級による指導を担当する経験の浅い教員等

- 【概要】 教員の経験等に応じて発達障がいの特性等の理解や通級指導教室の運営方法等の研修です。
- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・通級指導教室の基礎・基本  
・実態把握の方法と指導内容の検討  
・通常の学級の担任と情報共有の方法 等



通級による指導担当教員等

発達障がいエリア研修【5地域各2回】

- 【概要】 特別支援学校が計画した研修会を各エリア(5地域)で実施します。
- 【主催】 県内5地域の特別支援学校、県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員等  
・高等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・地域の特別支援学校との情報共有  
・実態把握の方法と指導内容の検討  
・事例検討会 等

発達障がい実践研修【12講座】※通級による指導を担当する中堅の教員等

- 【概要】 中堅(6年以上)の通級による指導を担当する教員等を対象とする発達障がいの特性等の理解や指導方法等の研修です。
- 【主催】 県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校の通級指導担当教員、高等学校、特別支援学校の教員
- 【内容】 ・発達障がいのある児童生徒の具体的指導  
・事例検討会、校内体制の整備

発達障がい支援研修【2講座】

- 【概要】 医療と教育が連携したかがやき特別支援学校が主催する研修です。
- 【主催】 県立かがやき特別支援学校、県教育委員会
- 【対象】 ・小中等学校、特別支援学校の教員等
- 【内容】 ・医療の専門家による指導・助言  
・かがやき特別支援学校の実践報告 等



特別支援教育研究実践報告会

○教員の発達障がいに係る専門性の向上 ○県内の発達障がい支援体制の整備



# 発達障がい支援メンターの活用について

特別支援教育課

## 資料4

### 現状

- 県内の通級による指導を受けている児童生徒数が増加している。(H30: 879名 → R5: 1,301名 (5/1現在))
- 通級による指導担当教員等研修講座受講者のうち通級による指導の経験年数が2年以下の教員が約4割である。
- 地域によっては、通級による指導に関して誰にも相談できず一人で悩んでいる経験の浅い教員がいる。

### 課題

- 各地域における発達障がい支援に係る指導的立場となる教員の養成
- 通級による指導等における発達障がい支援の経験の浅い教員が困った時に相談できる支援体制



### 発達障がい支援メンター

市町教育委員会が推薦した通級による指導を担当する教員等や校長が推薦した県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等で発達障がい支援メンター養成研修を修了した教員

### 役割

- ・ 通級による指導を担当する教員等に対し、児童生徒の実態把握や指導・支援方法の相談・助言
- ・ 当該地域の通級による指導の状況について把握するために「発達障がいエリア研修」に参加
- ・ 通級による指導担当教員等研修講座等の講師

相談

助言

### 通級による指導を担当する発達障がい支援の経験の浅い教員

- 通級による指導を受ける児童生徒の実態把握や支援方法、指導などについて相談したい。
- 通級による指導のための教材や教具は、何を留意したらよいのだろうか。
- 通級による指導が困難な児童生徒への対応について相談したい。

#### 【窓口となる連絡先】

- 四日市市 ○ 津市 ○ 松阪市 ○ 桑名市 ○ 鈴鹿市 ○ 伊賀市 ○ 紀北町の通級による指導を担当する教員等
- 各教育委員会を通して、発達障がい支援メンターに支援を依頼
- 上記以外の市町の通級による指導を担当する教員等
- 県立特別支援学校の発達障がい支援メンターに支援を依頼

### 目指す姿

通級による指導を担当する教員は、児童生徒の実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行うことができず、通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐことができます。

# 「副次的な籍」について

交流及び共同学習は、特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するうえで、重要な教育活動として位置づけられています。

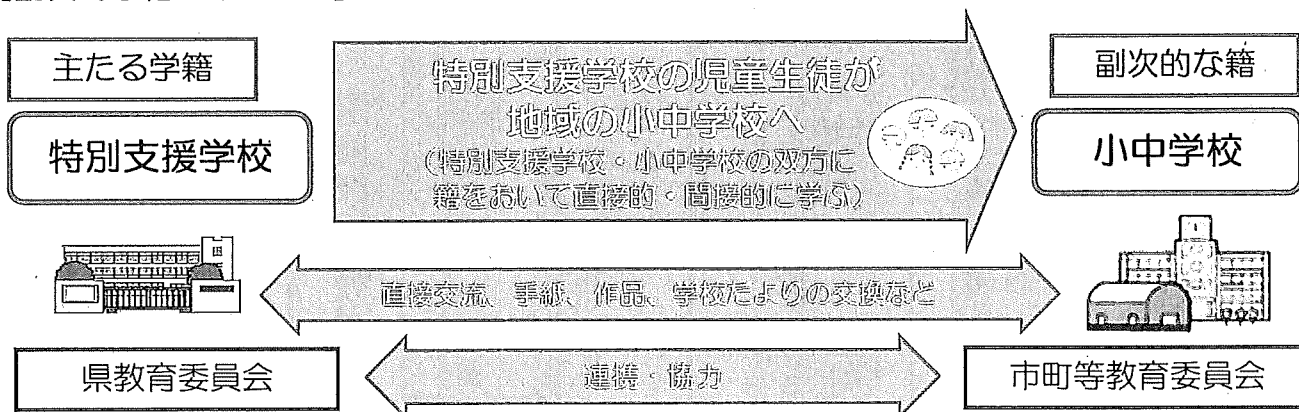
特に、特別支援学校の児童生徒にとっては、小中学校や高等学校の児童生徒と共に活動することが自立と社会参画を促進し、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、最も重要な機会となります。

学校や地域において障がいについての理解促進を図るうえで、交流及び共同学習の重要性は一層高まると考えられることから、本県では共生社会の実現を目指して交流及び共同学習の充実を図るために、「副次的な籍」の取組を進めます。

## 【副次的な籍とは？】

- 副次的な籍とは、「県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流をとおして、居住する地域において学習する機会の充実を図る」という取組であり、主たる学籍は県立特別支援学校に置き、居住する小中学校にも副次的な籍を置くものです。

## 【副次的な籍のイメージ】



※本人・保護者の希望を踏まえて実施

## 【副次的な籍を進めるうえでのポイント】

### 持続可能であること

#### ●無理なく続けることができる学びであること

- ・たとえ短時間であっても、息の長い取組を積み上げていくことが大切です。本人はもちろんのこと、保護者・小中学校・特別支援学校のいずれにも過度な負担がかからないように配慮する必要があります。
- ・一度に多くのことに取り組むのではなく、中・長期的な見通しを持って進めます。

### 相互理解を深めること

#### ●お互いを尊重した学びであること

- ・互いを知り理解するためには、実際にふれあう機会を設定することが大切です。
- ・直接ふれあうことが困難な場合は、ICTなどオンラインを活用したり、手紙や作品等を交換したりするなど、間接的に交流することもできます
- ・両校の児童生徒が、お互いを理解し尊重して学べるよう、学習内容を工夫します。

## 【副次的な籍による効果】

- 障がいのある子どもにとっては、学校を卒業した後も、様々な人々と共に助け合っていく力となり、積極的な社会参加につながります。
- 障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援をしたりする行動や、人々の多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合うことにつながります。

### 【●小中学校の取組例】

- ・特別支援学校の子どもの机やいす、ロッカー、下駄箱など準備し、学級の一員として迎えます。
- ・オンラインによる図工の授業で作成した作品などを教室に掲示します。
- ・行事の案内状や学級通信等を自宅に届けます。
- ・活動をとおして、仲間意識を育てます。

### 【●特別支援学校の取組例】

- ・オンラインやビデオ等を活用して、特別支援学校での学習の様子を紹介します。
- ・児童生徒の様子を伝えるため、交流を行う前に出前授業を実施します。
- ・特別支援学校の児童生徒に、小中学校に机やいす等があることを伝え、所属意識を育てます。

今までの交流及び共同学習と内容が異なるものではなく、子どもたちの関係性を深化させるものです。

## 【取組についてのQ&A】

### Q 小中学校までの送迎や付添いは、誰が行うのですか。

A 小中学校までの送迎は、保護者で行っていただきますが、引率は、原則、特別支援学校の教員が行います。特別支援学校の指導体制により教員の引率が難しい場合は、保護者了解のもと、保護者付添いを依頼する場合があります。その際は、事前に当日の学習内容等について、特別支援学校が丁寧に説明し、保護者了解のもと進める必要があります。

### Q 教育課程上の位置づけはどうなりますか。

A 特別支援学校と小中学校間で内容を十分に検討し、特別支援学校の教育課程に位置付けて取り組みます。児童生徒の実態に応じて、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業として計画的に実施し、適切な評価を行います。

### Q 交流授業等をより充実した内容にするためには、こういったことに注意する必要がありますか。

A 大切なことは、学校間の事前の打ち合わせです。実施にあたっては、それぞれの学校の教員、児童生徒、保護者など活動に関わる者が、取組の意義や目的、評価等について十分に理解し、共通認識を持って進める必要があります。また、事前・事後の指導を行ったり、活動の目標の達成状況を適切に評価したりすることで、さらに活動の充実を図ることができます。

### Q 副次的な籍の取組は、直接的な交流だけですか。

A 特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒が、直接触れ合い共に学ぶ機会をつくるのが大切であり、大きな意義があります。しかし、直接的な交流がすべてではなく、児童生徒や両校の実態に応じて、作品や手紙、ビデオ交換などの間接的な交流を行ったり、ICTを活用してオンラインで行ったりすることも有効です。新型コロナウイルス感染症の状況もふまえ、内容や方法等は工夫する必要があります。

### Q 交流及び共同学習は、年間何回実施するのですか。

A 回数や時間は、子どもたちの実態やニーズに合わせて設定します。子どもはもちろんのこと、保護者や各学校の負担にならないよう、計画することが大切です。直接触れ合う交流だけでなく、オンラインを活用するなどにより、長く続けられる方法や内容を工夫してください。

【副次的な籍に関するお問い合わせ】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 特別支援教育課

TEL 059-224-2961

FAX 059-224-3023

## 23 教育相談体制について

### 1 子どもの心サポート事業

#### (1) 経緯・現状

いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒の増加等における要因や背景はより多様化・複雑化しています。子どもの心の問題の解決に向け、教職員の教育相談に係る資質の向上及び学校の教育相談体制をより一層充実させていくことが求められています。

#### (2) 事業内容

子どもたちがいきいきと学ぶことができるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

##### ア 専門的（二次的）教育相談

- i 対象：幼児から高校生までの子ども、保護者、教育関係者等
- ii 相談内容：不登校、対人関係、行動関係、障がい関係、進路関係、保育関係等

##### <面接相談件数>

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
延べ件数	6,757	6,426	6,333	6,363	5,674	5,808	5,232	4,612

##### <電話相談件数>

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
延べ件数	2,763	3,086	3,355	3,459	3,533	3,705	3,566	3,803

##### イ 教育相談研修

教職員の教育相談に係る資質の向上に向けた研修を実施します。

##### ウ 学校等支援

臨床心理相談専門員の派遣による教育相談に係る研修支援を実施します。

### 2 いじめ電話相談事業

#### (1) 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでいます。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ問題に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できるセーフティネットとして、いじめ電話相談を実施しています。電話相談件数の増加に伴い、令和5年度からは1回線増設して相談を実施しています。

また、生命にかかわる相談に関しては、相談者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談対応に努めるとともに、早期に対応が必要な場合は、委託業者や関係課との連携を強化し、迅速な対応に努めます。さらに、学校や児童相談所等の関係機関とも速やかに情報を共有し、いじめ問題の解決に向けて取り組みます。

#### (2) 事業内容

- ア 期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- イ 対象 児童生徒や保護者等
- ウ 内容 いじめに関する相談
- エ 実施時間 毎日24時間(365日)

(3) いじめ電話相談の相談件数

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
いじめ件数	142	125	215	212	101	119	150	180

※平成19年1月からいじめ電話相談を実施

※平成26年4月から電話相談時間を毎日24時間に延長

3 SNSを活用した相談事業

(1) 経緯・現状

「三重県いじめ防止条例」に基づく取組として、いじめをはじめとする様々な悩みを抱える中学生・高校生が、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した「子どもSNS相談みえ」を実施しています。令和2年度には日本語指導が必要な生徒を対象とした多言語でも相談できる体制を構築しました。令和6年からは実施曜日や回線数を拡充し、子どもたちにとって、より相談・通報しやすい環境を充実させます。

(2) 事業内容

ア 期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

イ 日時：学期始めや年度末などの相談の多い期間（4、9、10、11、1、3月）においては、平日を2回線を実施するとともに、土日祝日も相談を行う。（ただし年末年始は除く）いずれも午後5時から午後10時まで

ウ 対象者：県内全ての中学生、高校生

エ 使用するアプリ：無料通信アプリ「LINE」

オ 相談アクセス方法：チラシに掲載されているQRコードを読み取る

カ 相談対応内容：

- ・いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談・通報
- ・文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みの相談

(3) 「子どもSNS相談みえ」の相談件数

		H30	R01	R02	R03	R04	R05
相談件数		1,005	1,014	786	577	258	257
相談内容内訳	友人関係・学校生活	587	590	489	377	158	157
	学業進路	35	55	46	29	14	24
	家庭	110	51	31	28	14	15
	その他	273	318	220	143	72	61
うち「いじめ」		251	127	41	45	35	37

※多言語で相談できる「Kodomo SNS Soudan Mie」の件数を含む

